

# 点検評価ポートフォリオ

## 静岡社会健康医学大学院大学

2025（令和7）年6月

点検評価対象期間 2024（令和6）年4月から2025（令和7）年3月まで



## はじめに

静岡社会健康医学大学院大学は、静岡県により設立された公立大学法人が運営する大学院大学として、約5年の準備期間を経て令和3年4月に開学した単科の大学院大学である。博士前期課程の修業年限は2年、入学定員は10名（収容定員20名）、取得学位は修士（社会健康医学）[Master of Public Health(MPH)]である。また、令和5年4月に新設した博士後期課程の修業年限は3年、入学定員は2名（収容定員6名）、学位は博士（社会健康医学）[Doctor of Philosophy in Public Health(PhD)]である。

集団を対象とする社会医学において、健康阻害要因の解明とその対策の社会実装は、従来、公衆衛生学がその中心的役割を担ってきた。一方、近年では、ヒトゲノム情報に基づいた個別化予防・医療や医療ビッグデータ分析に基づく予防・治療の最適化など、公衆衛生学に新たな学問領域が融合しつつある。社会健康医学とは、公衆衛生学の5つのコア領域（疫学、医療統計学、環境健康科学、行動医科学・ヘルスコミュニケーション学、健康管理・政策学）に、このような新しい学問領域を融合した学問である。本学では、学際的な社会健康医学研究の成果として疾病予防における新しい科学的エビデンスを導出し、社会に実装することで集団レベルでの健康増進に資すること、並びにその役割を担う人材育成を建学の理念として掲げ、国際的な「知と人材の集積拠点」となることを目指している。

静岡県は、我が国においてトップクラスの健康寿命を誇るが、未だ平均寿命との間に10年程度の格差が存在する。健康寿命をさらに延伸し平均寿命との格差を短縮するためには、人の病気を予防することはもとより、病気を防ぐ地域・環境を作ることが求められる。そこで静岡県では、この目標を達成する手段として社会健康医学の研究と研究成果の社会実装を進めてきた。具体的には、京

都大学高等研究院副院長・特別教授の本庶佑氏を委員長とし、県内外の各分野を代表する学識経験者や医療専門職を招聘した「社会健康医学基本構想検討委員会」を平成28年4月に設置し、社会健康医学の推進に向けた在り方を検討してきた。度重なる議論の結果、「研究」（医療ビッグデータの活用、施策の体系化や臨床研究のための疫学研究、ゲノムコホート研究）、「人材育成」（医師や看護師など医療専門職を主な対象とした教育の実施や、地域のリーダーとなる社会健康医学を理解する人材の育成）、「拠点」（研究と教育の拠点となる仕組みの構築）、「社会還元」（社会健康医学の研究成果の社会還元や国内外に向けた発信による世界から憧れを呼ぶ健康長寿“ふじのくに”の実現）からなる「静岡県の健康寿命の延伸に向けた提言」を受けた（平成29年2月）。続く「社会健康医学基本計画策定委員会」では、「拠点」形成の具体的な取組として、大学院大学の設置が盛り込まれた「社会健康医学研究推進基本計画」が策定（平成30年3月）された。その後、先行的な取組である静岡県立総合病院リサーチサポートセンターにおける社会健康医学研究（平成30年度～）を経て、令和3年4月の開学に至った。

令和5年4月には、自立して専門的かつ継続的に研究活動を行い、社会健康医学の発展と健康増進・疾病予防の高度化に資する科学的知見を導く「研究者」の養成を目的とした博士後期課程を新設した。

本点検評価ポートフォリオは、学内の自己点検・評価委員会において、全学的な自己点検を行った結果を取りまとめたものである。自己点検・評価を行う中で明らかになった課題については今後速やかに改善するとともに、本学の教育・研究・成果還元の一層の発展に努めていく。



## 目次

大学の概要	2
大学の目的	5
<b>I 「基準1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料</b>	<b>7</b>
イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (①大学)	8
(②大学院)	10
ロ 教育研究実施組織に関すること (①大学)	12
(②大学院)	14
ハ 教育課程に関すること (①大学)	16
(②大学院)	18
ニ 施設及び設備に関すること	20
ホ 大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等に関すること	22
ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること	24
ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること	26
チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること	28
リ 財務に関すること	30
ヌ 教育研究活動推進のための環境整備等に関すること	32
<b>II 「基準2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料</b>	<b>35</b>
取組み1 「全学レベルでの定期的なリサーチミーティングの開催による適時適切な研究指導」	37
取組み2 「様々な機会を通じた教育研究に対する意見集約とフィードバック」	38
取組み3 「様々なチャネルを活用した多様な募集活動による入学志願者の確保」	39
取組み4 「教育研究の質向上のための支援制度」	40
取組み5 「研究成果の社会実装に向けた行政機関等との連携と教育研究への展開」	41
<b>III 「基準3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料</b>	<b>43</b>
取組み1 「静岡県国民健康保険データベースを活用した医療ビッグデータ解析研究」	45
取組み2 「最先端の医学研究と地域住民の健康づくりを両立する大規模コホート研究」	46
取組み3 「ゲノム医療時代に対応できる医療従事者「認定遺伝カウンセラー <sup>®</sup> 」の育成」	47
取組み4 「静岡県、県内市町と連携した教育研究の実施と研究成果の社会還元」	48
取組み5 「多様なバックグラウンドを持つ院生が相互に学識を高め合う教育研究の実施と体制整備」	49
<b>認証評価共通基礎データ</b>	<b>51</b>

## 大学の概要

### (1) 大学名

静岡社会健康医学大学院大学

### (2) 所在地

静岡県静岡市葵区北安東4丁目27番2号

### (3) 学部等の構成

研究科：社会健康医学研究科（社会健康医学専攻）

関連施設：附属図書館、地域・産官学連携本部

### (4) 学生数及び教職員数（2025（令和7）年5月1日現在）

学生：大学院 52 人（博士前期課程 37 人、博士後期課程 15 人）

教員：27 人、職員：17 人

### (5) 理念と特徴

#### ○大学院大学の基本的な理念

本学の基本的な理念として、「健康と医療、環境を統合する俯瞰的な視点を機軸とし、県民を始めとした全国健康寿命延伸に資する研究課題の科学的な分析を通じ、国内だけでなく国際社会に貢献する「知と人材の集積拠点」を目指す」こととしている。

この基本的な理念を実現するため、以下の活動を基本方針として定めている。

#### ア 研究の推進

健康増進施策や疾病予防対策に科学的な知見を導入するため、医療ビッグデータの活用、効果的な健康増進施策・疾病予防対策のための疫学研究、ゲノムコホート研究に取り組む。

#### イ 人材の育成

社会健康医学の研究を長期的かつ継続的に推進し、研究の成果を地域にわかりやすい形で還元する担い手として、地域医療のリーダーとなる「医療専門職」、各地域の現場で健康増進施策を担う「健康づくり実務者」を育成する。

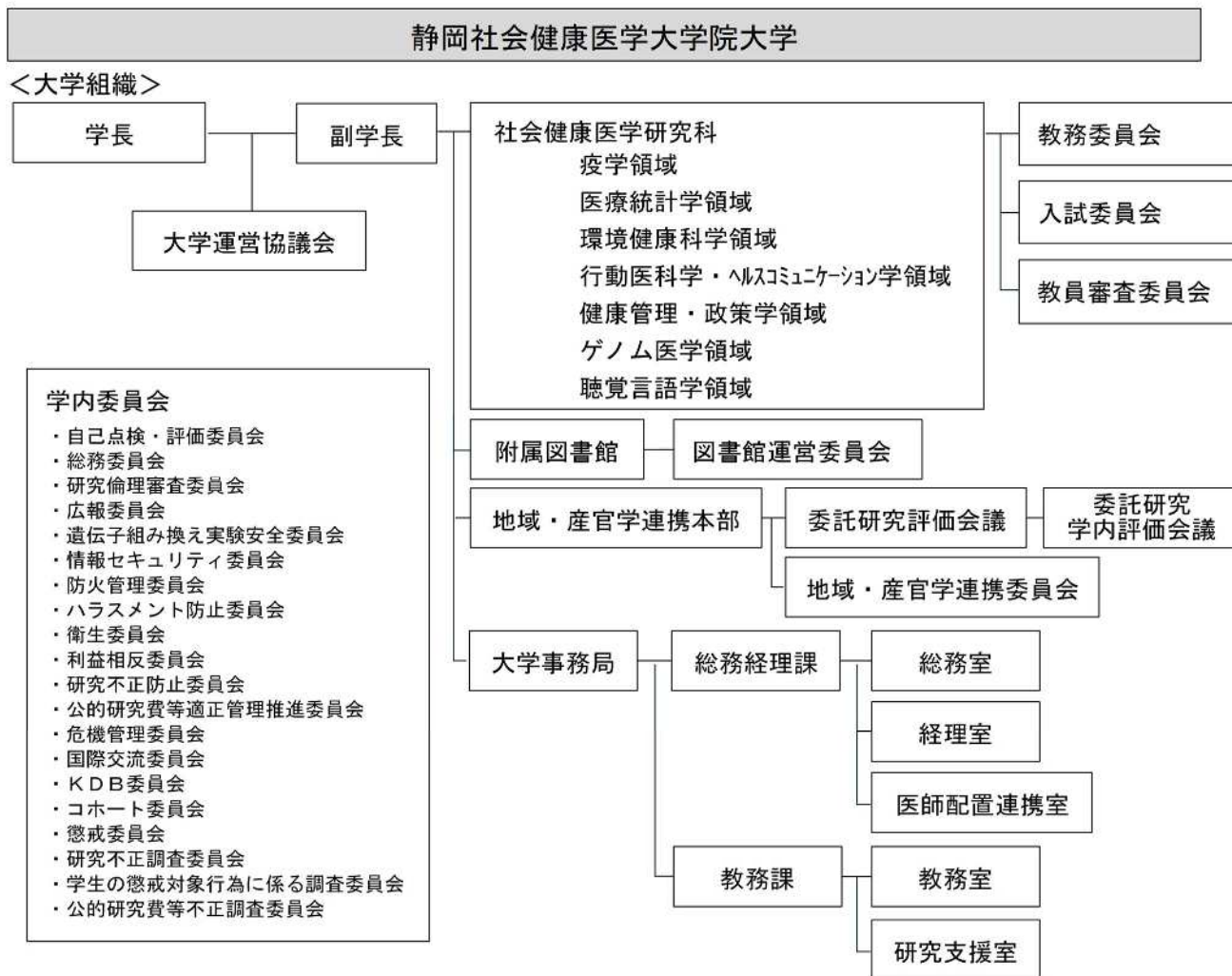
#### ウ 成果の還元

社会健康医学の研究により得られた成果を、行政や医療機関などと連携して健康増進施策や疾病予防対策に反映するとともに、住民が自らの健康を意識し主体的に健康増進活動に取り組むよう、分かりやすく情報提供する。

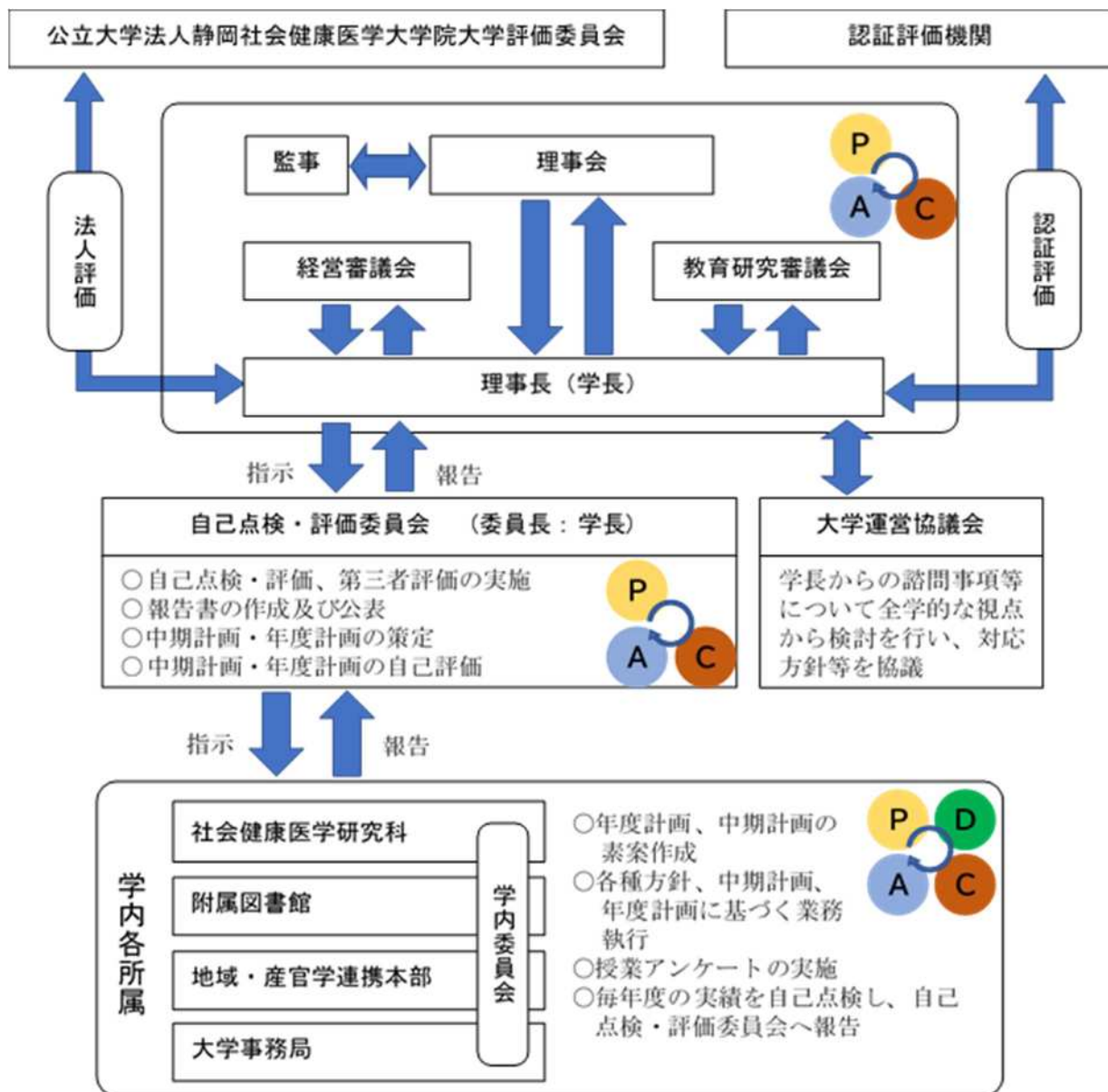
#### エ 県内及び中部地域における社会健康医学の拠点

本学を、県内及び公衆衛生大学院が十分に整備されていない中部地域における社会健康医学の拠点として位置付け、上記の3活動を総合して実践し、国際社会に貢献する「知と人材の集積拠点」を構築する。

(6) 大学組織図 (2025 (令和7) 年4月1日時点)



(7) 内部質保証体制図



本学では、学長が委員長を務めている「自己点検・評価委員会」が中心となり、自己点検・評価を実施している。

自己点検・評価委員会は自己点検・評価の実施方針及び計画を策定し、学内各所属に対して点検評価を依頼する。学内各所属は年間の取り組み状況、各種データをもとに評価した結果を自己点検・評価委員会に報告し、自己点検・評価委員会ではその内容を精査し、必要に応じて学内各所属に確認・修正を指示し、報告書として取りまとめている。

自己点検・評価委員会で取りまとめた報告書は大学運営協議会で再確認を行ったうえで、教育研究審議会、経営審議会、理事会で審議され、修正意見を踏まえて最終的な報告書を作成し、県の評価委員会や認証評価機関に提出するとともに、本学のホームページにて公表を行っている。

法人、大学、各所属、教職員個人の各レベルにおいてP D C Aを回し、組織的かつ継続的に教育研究及び法人運営の質向上、改善に取り組んでいる。

## 大学の目的

### 1 静岡社会健康医学大学院大学学則（抄）

（目的）

第1条 静岡社会健康医学大学院大学（以下「本学」という。）は、健康と医療、環境を統合する俯瞰的な視点を機軸とした学術の理論及び応用を教授・研究し、研究課題の科学的な分析により、健康寿命延伸に貢献する人材を養成し、もって地域社会に貢献することを目的とする。

### 2 公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学定款（抄）

（目的）

第1条 この公立大学法人は、健康と医療、環境を統合する俯瞰的な視点を機軸とした学術の理論及び応用を教授・研究し、研究課題の科学的な分析により、健康寿命延伸に貢献する人材を養成し、もって地域社会に貢献することを目指す大学を設置し、及び管理することを目的とする。



## I 「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

## イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (①大学)

### (1) 自己点検・評価の実施状況

該当しない	
自己評価結果	
優れた点	
改善を要する点	

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料（リンク）
	<b>教育基本法</b>	
①	<b>第七条（大学）</b> 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。	
	<b>学校教育法</b>	
②	<b>第八十三条</b> 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 ② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。	
	<b>大学設置基準</b>	
③	<b>第二条（教育研究上の目的）</b> 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	
④	<b>第三条（学部）</b> 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教育研究実施組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。	
⑤	<b>第四条（学科）</b> 学部には、専攻により学科を設ける。 2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。	
⑥	<b>第五条（課程）</b> 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。	
⑦	<b>第十八条</b> 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十八条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。 2 収容定員は、教育研究実施組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。 3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。 ※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること	
⑧	<b>第四十条の四（大学等の名称）</b> 大学、学部及び学科（以下「大学等」という。）の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	

# イ 教育研究上の基本となる組織に関すること（②大学院）

## （1）自己点検・評価の実施状況

<p>1 目的</p> <p>本学は、学校教育法第 99 条の趣旨に基づいて、静岡社会健康医学大学院大学学則第 1 条に「健康と医療、環境を統合する俯瞰的な視点を機軸とした学術の理論及び応用を教授・研究し、研究課題の科学的な分析により、健康寿命延伸に貢献する人材を養成し、もって地域社会に貢献することを目的とする」と定めている。</p> <p>また、本学における教育研究上の目的は、静岡社会健康医学大学院大学学則第 5 条に定めたとおり、博士前期課程については、社会健康医学の研究を長期かつ継続的に推進し、研究の成果を地域社会に分かりやすい形で還元するため、社会健康医学研究や健康寿命の延伸に向けた取組の担い手となる高度の専門的人材を育成することとしている。</p> <p>博士後期課程については、社会健康医学の最先端研究と成果の社会実装に取り組むことで、我が国のみならず世界が抱える健康課題の解決に果敢に取り組む高度な研究者を育成することとしている。</p> <p>2 大学院の組織</p> <p>静岡社会健康医学大学院大学学則第 1 条で定められた目的を達成するため、同学則第 4 条に基づき、社会健康医学研究科を設置しており、その下に、社会健康医学専攻を設置している。同専攻には、下表に示す研究領域の区分に応じた教授等を配している。</p> <table border="1" data-bbox="124 1249 746 1442"> <thead> <tr> <th>専攻</th> <th>研究領域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会健康医学専攻</td> <td>疫学、医療統計学、環境健康科学、行動医科学・ヘルスコミュニケーション学、健康管理・政策学、ゲノム医学、聴覚言語学</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、同専攻においては、大学院設置基準に定める専攻ごとに置くべき教員数を確保している（「認証評価共通基礎データを参照」）。以上のことから研究科の組織、教員数等は、教育研究上適当な規模内容を有している。</p>	専攻	研究領域	社会健康医学専攻	疫学、医療統計学、環境健康科学、行動医科学・ヘルスコミュニケーション学、健康管理・政策学、ゲノム医学、聴覚言語学	<p>3 収容定員</p> <p>収容定員は、静岡社会健康医学大学院大学学則第 4 条に以下のように定めている。</p> <table border="1" data-bbox="774 416 1396 609"> <thead> <tr> <th>専攻</th> <th>課程</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">社会健康医学専攻</td> <td>博士前期</td> <td>10 人</td> <td>20 人</td> </tr> <tr> <td>博士後期</td> <td>2 人</td> <td>6 人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>12 人</td> <td>26 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※博士後期課程は、令和 5 年度開設</p> <p>令和 6 年度は、入学定員 12 人のところ 23 人入学しており、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定められ、十分な対応が取れる状況にあるため、教育研究上支障はない。</p> <p>※AC 期間中に毎年度文部科学省に提出する設置計画履行状況報告書にも入学者等の状況を記載しており、それらについての文部科学省からの指摘等は受けていない。</p> <p>4 名称</p> <p>研究科及び専攻の名称は、「2 大学院の組織」に記載したとおり、研究科の教育研究上及び人材育成上の目的に鑑みて、適当である。</p>	専攻	課程	入学定員	収容定員	社会健康医学専攻	博士前期	10 人	20 人	博士後期	2 人	6 人	計		12 人	26 人
専攻	研究領域																			
社会健康医学専攻	疫学、医療統計学、環境健康科学、行動医科学・ヘルスコミュニケーション学、健康管理・政策学、ゲノム医学、聴覚言語学																			
専攻	課程	入学定員	収容定員																	
社会健康医学専攻	博士前期	10 人	20 人																	
	博士後期	2 人	6 人																	
計		12 人	26 人																	
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。																			
優れた点	少人数の定員ながらも、公衆衛生学の基本 5 領域をはじめ、ゲノム医学や聴覚言語学など、幅広い学問領域を網羅する教員を配置しており、入学定員を上回る学生を確保している。																			
改善を要する点																				

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p><b>第九十九条</b>            大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。</p> <p>② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。</p>	<p>・学則            第1条（目的）</p>
	大学院設置基準	
②	<p><b>第一条の二（教育研究上の目的）</b>            大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。</p>	<p>・学則            第5条（人材養成等教育研究上の目的）</p>
③	<p><b>第二条（大学院の課程）</b>            大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程（学校教育法第九十九条第二項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>2 大学院には、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする。</p>	<p>・学則            第3条（課程）</p>
④	<p><b>第三条（修士課程）</b>            修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。</p> <p>2 修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、二年を超えるものとするができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。</p>	<p>・学則            第3条（課程）            第18条（修業年限）</p>
⑤	<p><b>第四条（博士課程）</b>            博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。</p> <p>2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、五年を超えるものとすることができる。</p> <p>3 博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。ただし、博士課程を前期及び後期の課程に区分する場合において、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、前期の課程については二年を、後期の課程については三年を超えるものとすることができる。</p> <p>4 前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。前項ただし書の規定により二年を超えるものとした前期の課程についても、同様とする。</p> <p>5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、第三項に規定する後期三年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、三年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとすることができる。</p>	<p>・学則            第3条（課程）            第18条（修業年限）</p>
⑥	<p><b>第五条（研究科）</b>            研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであつて、専攻の種類及び数、教育研究実施組織、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとする。</p>	<p>・学則            第4条（研究科、専攻及び学生定員）</p>
⑦	<p><b>第六条（専攻）</b>            研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする。ただし、教育研究上適当と認められる場合には、一個の専攻のみを置くことができる。</p> <p>2 前期及び後期の課程に区分する博士課程においては、教育研究上適当と認められる場合には、前期の課程と後期の課程で異なる専攻を置くことができるものとする。</p>	<p>・学則            第4条（研究科、専攻及び学生定員）</p>
⑧	<p><b>第十条（収容定員）</b>            収容定員は、教育研究実施組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。</p> <p>2 前項の場合において、第四十五条の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。</p> <p>3 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。</p>	<p>・学則            第4条（研究科、専攻及び学生定員）</p>
⑨	<p><b>第二十二条の四（研究科等の名称）</b>            研究科及び専攻（以下「研究科等」という。）の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。</p>	<p>・学則            第1条（目的）</p>

ロ 教育研究実施組織に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

該当しない	
自己評価結果	
優れた点	
改善を要する点	

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p><b>第九十三条</b> 大学に、教授会を置く。</p> <p>② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 学生の入学、卒業及び課程の修了</li> <li>二 学位の授与</li> <li>三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの</li> </ul> <p>③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。</p> <p>④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。</p>	
	大学設置基準	
②	<p><b>第七条（教育研究実施組織等）</b> 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。</p> <p>2 大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。</p> <p>7 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として基幹教員を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条、大学設置基準第十三条・第十四条・第十五条・第十六条・第十七条を参照すること</p>	
③	<p><b>第八条（授業科目の担当）</b> 大学は、各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員（教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であつて、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る。）又は一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。）に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。</p> <p>2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。</p> <p>3 大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。</p>	
④	<p><b>第十条（基幹教員数）</b> 大学における基幹教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる基幹教員の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る基幹教員の数を合計した数とし、第五条の規定に基づき学科に代えて課程を設ける工学に関する学部にあつては、第四十九条の四の規定により得られる基幹教員の数とする。）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員の数を合計した数以上とする。</p> <p>※ 基幹教員の数については、大学設置基準別表第一・別表第二を参照すること</p>	

②、③及び④については、以下の省令により従前の例によることができる。

大学設置基準等の一部を改正する省令（令和4年9月30日文科科学省令第34号）

附則 第四条

この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることができる。

一この省令による改正後の大学設置基準第三十六条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定（以下省略）

## ロ 教育研究実施組織に関すること (②大学院)

### (1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1 教員組織</p> <p>大学院において授業及び研究指導を担当する教員は、静岡社会健康医学大学院大学学則第9条の定めのとおり、教授、准教授、講師を配置している。教員組織については、教育課程に対応する形で、専門領域ごとの特性に応じて、教育研究上必要とされる優れた業績を有するとともに、高度な実務能力を備えた専任教員を、学生数に対して多数配置しており、また、教育上主要な授業科目である、公衆衛生学科目の5領域やゲノム医学科目の必修科目には、原則として専任の教授又は准教授を配置した。</p> <p>研究科の教員組織において、研究科長を配置している。そして、静岡社会健康医学大学院大学学則第12条に基づき、教育研究に関する事項を審議するため教授会を配置し、組織的な運営体制を整えている。</p> <p>また、静岡社会健康医学大学院大学学則第14条に基づき、本学の運営に関する連絡調整、企画調査等に当たるため、専任教員を中心に構成する教務委員会、入試委員会などの学内委員会を置き、それぞれ教育課程編成、入学者選抜などについて審議した。</p> <p>2 授業科目の担当</p> <p>本学においては、共通科目7科目、公衆衛生学科目 25科目、ゲノム医学科目 8科目、聴覚・言語科目 19科目、発展科目 10科目の合計 69科目が開講されているが、これらの担当状況については、本学専任教員が担当する科目数は 69科目中 64科目であり、全体の 94%を専任教員が担当しており、教育活動を展開するために必要な教員を適正に配置した。</p> <p>3 教員の配置状況</p> <p>大学院に配置する教員数等については、以下の表のとおり、大学院設置基準で必要とされる教員数を超えた手厚い専任教員数を配置している。その中でも、中核となる科目</p>	<p>(必修科目)には豊富な教育経験や研究業績、実務経験を有する職員を配置するとともに、一部の科目については、外部の教育・研究業績を有する教員、専門家を非常勤講師として配置し、人材の育成で成果を上げられるよう努めた。</p> <p>4 教員の選考</p> <p>公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学教員の採用及び昇任に関する規則に基づき、①教授会に置かれる教員資格審査会が公募要項を定めて公募を行い、②応募者の適格性について審査委員会が審議の上、③選抜された候補者数名について教授会に対して選抜理由を説明した後、④教授会での投票によって採用候補者を決定し、⑤学長兼理事長に上申した。学長兼理事長は、この候補者について理事会に意見聴取を行った上で採用を決定した。職ごとの資格要件は、学校教育法及び大学院設置基準に即して規則で定めている。令和5年度には、博士課程の設置にあたり、疫学、健康管理・政策学、ゲノム医学、聴覚領域の分野で教育研究を先導している6名が専任教員として着任した。</p> <p>5 教員の評価</p> <p>令和3年度に制度を構築した教員評価を毎年実施している。全ての教員は学会発表等の研究活動、学生指導、研究成果の還元等の社会貢献等に関する自己点検表を作成し、大学が集計結果を教員にフィードバックすることで、教員自らの自己評価に活用している。加えて研究科長・副研究科長による面談を実施することで、教員が自ら立てた年度目標の達成を支援している。なお、自己評価プロセスの適切な運用に向けて、評価方法は毎年検証し、必要に応じて改訂を行っている。自己評価結果のさらなる有効活用に向けて、他大学の運用方法等の調査を継続的に行っている。</p>
---	--

表 収容定員数と教員の配置状況(令和6年度)

研究科	収容定員数	必要な教員数		教員の配置状況※		
		研究指導教員	研究指導補助教員	研究指導教員	うち教授	研究指導補助教員
社会健康医学研究科	26人	6人	6人	25人	15人	0人

※他 特定教授1人、特定助教1人、有期雇用職員 9人

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	授業科目における本学専任教員が担当する割合が高く、また、研究指導教員数も多く、また、令和5(2023)年4月に設置した博士後期課程の研究指導教員として、25名の教員を配置するなど、基準を超える手厚い教育研究体制を整えた。
改善を要する点	

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>大学院設置基準</p> <p><b>第八条（教育研究実施組織等）</b>            大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。            2 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。            3 省略            4 省略            5 大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員等がこれを兼ねることができる。            6 第七条の二に規定する研究科の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該研究科における教育研究を協力して実施する大学の教員がこれを兼ねることができる。            7 大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。            8 大学院は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専属の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条を参照すること</p>	<p>・学則            第9条（職員）</p>
②	<p><b>第九条（教育研究実施組織等）</b>            大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごと（工学を専攻する研究科以外の基本組織にあつては、当該研究科以外の基本組織、第三十条の二第一項に規定する研究科等連係課程実施基本組織にあつては当該研究科等連係課程実施基本組織）に、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。            一 修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者            イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者            ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者            ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者            ニ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者            二 博士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者            イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者            ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者            ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者            2 博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち前項第二号の資格を有する者がこれを兼ねることができる。</p> <p>※ 専攻ごとに置くものとする教員の数については、平成十一年文部省告示第百七十五号を参照すること</p>	<p>・学則            第9条（職員）</p>
③	<p><b>第九条の二（一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教育研究実施組織）</b>            研究科の基礎となる学部の学科の数を当該研究科の専攻の数とみなして算出される一個の専攻当たりの入学定員が、専門分野ごとに文部科学大臣が別に定める数（以下「一定規模数」という。）以上の場合には、当該研究科に置かれる前条に規定する教員のうち、一定規模数を超える部分について当該一定規模数ごとに一人を、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十条に定める基幹教員の数に算入できない教員とする。</p> <p>※ 一個の専攻当たりの入学定員の一定の数（「一定規模数」）については、平成十一年文部省告示第百七十六号を参照すること</p>	<p>（該当しない）</p>

## ハ 教育課程に関すること (①大学)

### (1) 自己点検・評価の実施状況

該当しない	
自己評価結果	
優れた点	
改善を要する点	

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p><b>第二条の二（入学者選抜）</b>            入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p> <p>※ 大学に入学できる者の資格については、学校教育法第九十条を参照すること</p>	
②	<p><b>第十九条（教育課程の編成方針）</b>            大学は、学校教育法施行規則第六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>3 大学に専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する教員を置く場合であつて、当該教員が一年につき六単位以上の授業科目を担当する場合には、大学は、当該教員が教育課程の編成について責任を担うこととするよう努めるものとする。</p> <p>※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	
③	<p><b>第二十条（教育課程の編成方法）</b>            教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。</p>	
④	<p><b>第二十一条（単位）</b>            各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。</p> <p>2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第二十五条第一項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p>	
⑤	<p><b>第二十二条（一年間の授業時間）</b>            一年間の授業を行う期間は、三十五週にわたることを原則とする。</p>	
⑥	<p><b>第二十三条（各授業科目の授業時間）</b>            各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、八週、十週、十五週その他の大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。</p>	
⑦	<p><b>第二十五条（授業の方法）</b>            授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。</p> <p>2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。</p> <p>3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。</p> <p>4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。</p>	
⑧	<p><b>第二十五条の二（成績評価基準等の明示等）</b>            大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。</p> <p>2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがつて適切に行うものとする。</p> <p>※ 卒業の要件については、大学設置基準第三十二条、学校教育法施行規則第四百七条を参照すること</p>	
⑨	<p><b>第二十七条（単位の授与）</b>            大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。</p>	
⑩	<p><b>第二十七条の二（履修科目の登録の上限）</b>            大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。</p> <p>2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもつて修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。</p>	

## ハ 教育課程に関すること (②大学院)

### (1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1 入学者選抜</p> <p>博士前期課程の入学者選抜においては、一般選抜と推薦選抜に区分し、それぞれ筆記試験(英語・小論文)及び面接により、アドミッション・ポリシーに合致した人物を選抜することとしている。</p> <p>筆記試験(英語・小論文)では、研究を遂行する上で必要となる語学力や保健・医療に関する基礎知識の有無、自らの考えを論理的に展開できる論述能力、実践的な解決策を提示し、組織的に実行しようとする意欲等を評価基準とし、独自の英語試験と小論文を実施した。面接では、社会健康医学に関連した問題意識や、高い学修意欲、習得した学識を社会に還元していく意志があるかなどについて評価を行った。</p> <p>博士後期課程の入学者選抜においては、筆記試験(英語)及び面接を行い、本学が掲げるアドミッション・ポリシーに合致した人物を選抜することとしている。</p> <p>筆記試験では、国内外の英語論文を読み、研究成果を論文として英語で執筆するために必要な英語力を修得していることを基準に、独自の筆記試験を実施した。面接では、社会健康医学や関連する保健・医療について専門知識を確認した上で、出願時に提出を求める研究概要に基づいて質疑応答を行うことで、当該領域の研究に高い関心と探求心を有し、学術的課題の解決に果敢に取り組み、研究成果を社会に実装することで課題解決と当該学術領域の発展に寄与する意欲の評価を行った。また、令和6年度入試から、研究活動歴及び研究業績一覧を出願書類に追加し、実務経験豊富かつ修了後も引き続き医療・保健・福祉の現場で活躍できる人材であるかの評価を行った。</p> <p>2 教育課程の編成・授業等</p> <p>本学の教育は、静岡社会健康医学大学院大学学則第26条の規定のとおり、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(研究指導)によって行っており、授業科目については、カリキュラム・ポリシーに基づき体系的に編成している。</p> <p>博士前期課程では、1年次前期に、「社会健康医学概論」、「疫学概論」など、社会健康医学修士(MPH)の取得に必要な不可欠な科目や、修了後に医療・介護の現場に研究成果を還元するために必要なプレゼンテーション等の技法</p>	<p>に関する科目など、全学生が学修する科目を中心に配置している。</p> <p>また、1年次後期から2年次にかけては、必修科目で身につけた知識・スキルをさらに発展させた内容の科目や、演習形式の実践的な科目、「疫学研究・臨床研究特論」、「疫学・ゲノム疫学特論」など、社会健康医学をより深く学修することに対して寄与する科目を選択科目として主に配置している。</p> <p>研究指導(修士論文又は課題研究)については、早期に取り組むことで研究の質向上や授業理解に役立てることができるため、1年次後期から取り組むこととしている。入学時のオリエンテーションでの各教員の研究領域の紹介や、必修科目で身につけた基礎的な知識・スキルを基に研究指導教員を決定し、個別の研究テーマに取り組んでいく。また、リサーチミーティングを毎週開催することにより、学生同士の研究内容の相互評価や討論を通して研究の質向上を図っている。</p> <p>博士後期課程では、社会健康医学の最先端で研究を牽引する研究者や専門家を招き、社会実装に対する取り組みを実践的に学ぶ特講科目、全学年合同で論文抄読や討議を行うセミナー科目を配置した。これらの科目には全ての研究指導教員も参加し、学生の研究評価や討論を通して、研究の質向上を図った。</p> <p>3 成績評価基準・修了認定基準</p> <p>成績評価の基準の明示については、静岡社会健康医学大学院大学学則第33条に規定されており、各科目の評価基準についてはシラバスに明示している。</p> <p>修了認定については、静岡社会健康医学大学院大学学則第45条に規定する、修了要件単位の取得状況と、修士論文・課題研究の審査結果により行っている。修士論文と課題研究については、それぞれの位置づけ、成果のまとめ方、評価方法と評価基準を教授会で検討・明確化している。また、入学当初のリサーチミーティングで学生に修了認定までの手続きや成果のまとめ方、評価方法と評価基準を示すことで、学生が自身の研究の内容や予想される研究成果を勘案しつつ、修士論文か課題研究を適切に選択できるようにしている。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	MPHの学位取得を基本としながら、養成する人材像に応じて、必要な知識と技術を系統だって習得可能にする教育課程を編成している。
改善を要する点	

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	<p><b>第一条の三（入学者選抜）</b>            入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p>	<p>・<b>学則</b>            第 23 条（入学者の選考）</p>
②	<p><b>第十一条（教育課程の編成方針）</b>            大学院は、学校教育法施行規則第六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。            2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	<p>・<b>学則</b>            第 26 条（授業及び研究指導）</p>
③	<p><b>第十二条（授業及び研究指導）</b>            大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によつて行うものとする。            2 大学院は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学院が定める者に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、当該授業科目を担当する教員以外の教員に授業の一部を分担させることができる。</p>	<p>・<b>学則</b>            第 26 条（授業及び研究指導）</p>
④	<p><b>第十三条（研究指導）</b>            研究指導は、第九条の規定により置かれる教員が行うものとする。            2 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導（共同教育課程を編成する専攻の学生が当該共同教育課程を編成する大学院において受けるもの及び国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。以下この項において同じ。）を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。</p>	<p>・<b>学則</b>            第 26 条（授業及び研究指導）</p>
⑤	<p><b>第十四条の二（成績評価基準等の明示等）</b>            大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。            2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p> <p>※ 修士課程及び博士課程の修了要件については、大学院設置基準第十六条・第十七条、学位規則第三条・第四条を参照すること            ※ 学位論文に係る評価にあつての基準の公表については、学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 3 項を参照すること</p>	<p>・<b>学則</b>            第 33 条（成績評価基準等の明示等）</p>
⑥	<p><b>第十五条（大学設置基準の準用）</b>            大学院の連携開設科目、各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、連携開設科目に係る単位の認定、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第十九条の二、第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十七条の三、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条、第三十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第四項、第三十条の二並びに第三十一条（第四項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同令第十九条の二第一項中「前条第一項」とあるのは「大学院設置基準第十一条第一項」と、同項第二号中「第四十五条第三項」とあるのは「大学院設置基準第三十三条第三項」と、同令第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、同令第二十九条第一項中「短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修」とあるのは「学校教育法第五十五条の規定により大学院が編成する特別の課程（履修資格を有する者が、同法第二百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）における学修」と、同条第二項中「前条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する前条第一項及び第二項」と、「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同令第三十条第一項中「第三十一条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第三十一条第一項及び第二項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第一項（第二項において準用する場合を含む。）」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十五単位を超えないものとし、かつ、同令第十五条において読み替えて準用する第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」及び前条第一項により当該大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて二十単位」と、同令第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と、同令第三十一条第二項中「特別の課程を履修する者」とあるのは「特別の課程（履修資格を有する者が、同法第二百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）を履修する者」と読み替えるものとする。</p>	<p>・<b>学則</b>            第 30 条（単位の計算方法）            第 31 条（授業期間）            第 32 条（単位の授与）            第 35 条（他の大学院における授業科目の履修等）            第 36 条（入学前の既修得単位等の認定）            第 27 条（長期にわたる教育課程の履修）            第 54 条（科目等履修生）</p>

## 二 施設及び設備に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1 校地・校舎、附属施設、施設・設備等</p> <p>本学の教育研究用途の主要校地は、現キャンパス1か所で、校地面積は 11,515 m<sup>2</sup>であり、大学設置基準により算出される必要な面積(200 m<sup>2</sup>)を大幅に上回っている。校舎面積は 9,209 m<sup>2</sup>であり、教育研究上の必要に応じた十分な面積を確保している。</p> <p>大学院大学の建物は、本館教育棟、本館研究棟、別館、機械棟などで構成されており、講義、演習、研究活動、大学運営に活用されている。</p> <p>校舎等の施設は、旧静岡県赤十字血液センターと、旧静岡県環境衛生科学研究所の建物を改修して利用している。開学初年度の令和3年度は、先行して改修した旧静岡県赤十字血液センターに、教育研究を行うために必要な施設を整備し、同時に、静岡県立総合病院のリサーチサポートセンターの一部を用いて研究を行った。令和3年度中に旧環境衛生科学研究所を本館研究棟として整備し、研究室及び教員室等を配置することにより、令和4年度から全館の供用を開始している。</p> <p>学生の教育に必要な施設として、オンライン授業を実施するための機器を整えた講義室や演習室に加え、集中して学修できる環境の院生室、グループ学修に適したラーニングcommons、授業時間以外の自主学修やコミュニケーション、リラクゼーションのためのラウンジなど、学生が自由に使える環境を整備した。その他、本学の運営に必要な学長室、会議室、事務室、医務室等を整備した。また、研究施設としては、全ての専任教員に対する専用の研究室(教員室)に加え、学外研究者との共同研究等にも活用できる共同研究室、生物学的な実験が可能な研究実験室を整備した。学生に対しては、オンライン授業のWEB会議システムが利用でき、統計解析に必要なソフトがインストールされた構成のパソコンをすべての学生に貸与するよう必要数を整備し、学修に利用できるよう院生室において全員に専用の学修スペース(机、椅子)を設けた。さらに、授業を後日オンデマンドでいつでも視聴できるシステムを整備した。また、教員が研究に用いるために使用する施設・設備については、医療ビッグデータにおいては膨大なデータを処理するための高性能な機材と解析室を整備した。この機材は外部からの接続ができない仕組みのシステムとしており、保管しているSKDBデータのセキュリティは万全なものとなっている。</p>	<p>これらの施設は、学生、教員の ID カードによる入退館管理により、24 時間利用とセキュリティ確保を両立した体制を整備した。</p> <p>2 附属図書館</p> <p>本学は、教育研究の目的を達成するため、静岡社会健康医学大学院大学学則第7条に基づき附属図書館を設置している。</p> <p>附属図書館は、静岡社会健康医学大学院大学附属図書館規則第2条に基づき、教職員、学生等の調査研究および教育に資することを目的として、図書館資料の収集、整理、保存、閲覧及び調査等の業務を行った。図書、学術雑誌(電子ジャーナル含む)、その他図書館資料として適当と認められるものについて、社会健康医学の教育・研究に必要なものを系統的に整備した。</p> <p>また、同規則第4条に基づき静岡社会健康医学大学院大学図書館情報委員会を設置し、附属図書館の管理及び運営や諸規程の制定改廃など、図書館に関する重要事項について審議した。</p> <p>図書館は、延べ床面積 275.5 m<sup>2</sup>で、図書 2,430 冊、電子ジャーナル 4,162 誌、閲覧席は 24 席であり、学生収容定員(20 人)を超える十分な席数が確保されているほか、さらにラーニングスペースやブラウジングスペースを設け、図書や電子ジャーナル等を有効に活用した学修環境を整えた。図書については、県内図書館や東海地区の図書館、大学図書館の団体と協定を結び、他の図書館の資料を相互に利用できる仕組みを整えとともに、電子ジャーナルについては、各ジャーナルを横断的に検索できるシステムを整備している。また、図書館は24時間体制で運用している。カード認証で常時入退室可能であり、図書の貸出・返却システムも自動化することで、いつでも自由に利用できる環境を整えた。また、非常勤司書を配置し、図書館内の環境整備やホームページを活用した情報発信などができる体制を整えている。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	オンライン上でグループワークができるシステムや、学生が学修しやすいスペースを確保する等、快適に学修できる環境を整えている。
改善を要する点	

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p><b>第三十四条（校地）</b> 校地は、学生間の交流及び学生と教員等との間の交流が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が交流、休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が交流、休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。</p> <p>一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて交流、休息その他に利用できるものであること。</p> <p>二 交流、休息その他に必要な設備が備えられていること。</p> <p>※ 必要な校地の面積については、大学設置基準第三十七条を参照すること</p>	<p>静岡社会健康医学大学院大学WEBページ</p> <p>・大学見取り図</p> <p>・校地校舎等の図面（設置認可申請書）</p>
②	<p><b>第三十五条（運動場等）</b> 大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。</p>	
③	<p><b>第三十六条（校舎）</b> 大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。</p> <p>2 教室は、学科又は課程に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えるものとする。</p> <p>3 研究室は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとする。</p> <p>4 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、教室、研究室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。</p> <p>※ 必要な校舎の面積及び設置する学部または学科ごとに必要な附属施設については、大学設置基準第三十七条の二・第三十九条・別表第三を参照すること</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第十九条・第二十二条も参照すること</p> <p>※ 二以上の校地において教育研究を行う場合、大学設置基準第四十条の二、大学院設置基準第二十二条の二を参照すること</p>	<p>静岡社会健康医学大学院大学WEBページ</p> <p>・大学見取り図</p> <p>・校地校舎等の図面（設置認可申請書）</p>
④	<p><b>第三十八条（教育研究上必要な資料及び図書館）</b> 大学は、教育研究を促進するため、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料（次項において「教育研究上必要な資料」という。）を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。</p> <p>2 図書館は、教育研究上必要な資料の収集、整理を行うほか、その提供に当たつて必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他の教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めるとともに、教育研究上必要な資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。</p> <p>3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十一条も参照すること</p>	<p>・学則</p> <p>第7条（附属図書館）</p>
⑤	<p><b>第四十条（機械、器具等）</b> 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十条も参照すること</p>	

③については、以下の省令により従前の例によることができる。

大学設置基準等の一部を改正する省令（令和4年9月30日文科科学省令第34号）

附則 第四条

この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることができる。

一 この省令による改正後の大学設置基準第三十六条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定（以下省略）

## ホ 大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1 事務組織</p> <p>公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学組織規則に基づき、法人および大学に事務局を置いている。事務局は、教育・研究支援、学生支援、図書を担当する教務課、法人および大学の運営、研究費管理を担当する総務経理課、法人監査を担当する監査課で組織される。</p> <p>すべての学内委員会の庶務を教務課または総務経理課が担当し、事務担当者を配置して、教員組織と連携、情報共有を行っている。</p> <p>なお、静岡県から受託している医師配置調整業務を本格的に担うため、令和4年度から総務経理課に医師配置連携室を、また学内の研究支援体制の拡充を図るため、令和5年度から教務課に研究支援室を設置した。</p> <p>職員の内訳(有期雇用職員を含む。令和6年度)</p> <table border="1" data-bbox="119 828 758 1344"> <thead> <tr> <th>課名等</th> <th>人数</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務局長</td> <td>1名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務局次長</td> <td>1名</td> <td>* 総務経理課長を兼務</td> </tr> <tr> <td>参事(医師配置調整担当)</td> <td>2名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総務経理課長</td> <td>1名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総務室</td> <td>5名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>経理室</td> <td>4名</td> <td>* 2名研究支援室兼務</td> </tr> <tr> <td>医師配置連携室</td> <td>4名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教務課長</td> <td>1名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教務室</td> <td>6名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>研究支援室</td> <td>7名</td> <td>* 2名経理室兼務</td> </tr> <tr> <td>監査課</td> <td>5名</td> <td>* 5名兼務</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 学生支援の組織</p> <p>本学の学生は全員が社会人であるが、学生の生活安全や交通安全、奨学支援、健康の保持増進、キャリア形成について審議するため、研究科長を委員長とする学生委員会を設置しており、必要に応じて開催することとしている。</p> <p>また、学生の健康保持のため、職場での健康診断結果等の情報提供を依頼することなどを通じて、学生の健康の状況の把握に努め、職場での健康診断がない学生に対しては健康診断を適切に実施している。</p> <p>学生からの学費、各種証明書の発行、心身の健康や、修学に関する相談などについては、事務局に学生相談窓口を置き、様々な学生からの相談に丁寧に対応した。</p>	課名等	人数		事務局長	1名		事務局次長	1名	* 総務経理課長を兼務	参事(医師配置調整担当)	2名		総務経理課長	1名		総務室	5名		経理室	4名	* 2名研究支援室兼務	医師配置連携室	4名		教務課長	1名		教務室	6名		研究支援室	7名	* 2名経理室兼務	監査課	5名	* 5名兼務	<p>ハラスメント対策については、「公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学ハラスメントの防止等に関する規程」を定め、理事長から全学生、全教職員に対し、ハラスメント根絶宣言をメールにて発出し法人としてハラスメントを人権侵害として禁止するとともに、ハラスメント防止委員会を設け、教職員向けのハラスメント研修会を実施している。さらに、ハラスメント相談窓口として、学生委員会委員や管理監督職員の連絡先を案内するほか、メールによる相談窓口を設置・運営している。</p> <p>令和5年度には、コンプライアンス検定(職員向け)や動画教材の視聴(教員・学生向け)、グループワークの実施(教員・職員・相談担当者向け)等の取組を行った。</p> <p>3 社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制</p> <p>本学においては、様々なバックグラウンドを持つ学生が在籍しており、その学生が、学位取得後に多様なフィールドで活躍できるよう、指導教員のみならず、すべての教員が協力してキャリアパスの構築支援に当たることが必要である。</p> <p>このため、1年後期から開始される特別研究(修士論文・課題研究)において、各学生の研究指導教員や研究指導補助教員がキャリアパスについての相談を受けた場合は、必要に応じてその情報をその他の教員と共有し、また可能な支援を行うことで、様々なバックグラウンドを持つ学生が希望通りのキャリアパスを形成出来るようにアドバイス・支援に応じている。</p> <p>4 職員の資質向上</p> <p>本学における教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るための知識・技能の習得や能力・資質向上に向けた組織的な取組として、職員の専門性を高めるため、担当する学内委員会(総務委員会)を定め、SD 研修を企画・実施した。</p> <p>総務委員会における議論をもとに、情報セキュリティ研修や公立大学協会の「公立大学教職員研修システム」(オンデマンド)を活用したコミュニケーション及び各自の分掌に沿った研修を実施し、職員の事務効率化、資質向上を図った。また、同システムを活用した担当業務に関連する他の研修の受講を奨励し、職員の専門性の向上を図った。</p>
課名等	人数																																				
事務局長	1名																																				
事務局次長	1名	* 総務経理課長を兼務																																			
参事(医師配置調整担当)	2名																																				
総務経理課長	1名																																				
総務室	5名																																				
経理室	4名	* 2名研究支援室兼務																																			
医師配置連携室	4名																																				
教務課長	1名																																				
教務室	6名																																				
研究支援室	7名	* 2名経理室兼務																																			
監査課	5名	* 5名兼務																																			
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。																																				
優れた点	小規模な単科の大学院大学でありながら、研究支援室を設置し研究支援業務を一元的に取り扱うなど、大学の円滑かつ効果的な業務の遂行に資する事務局体制が構築できている。																																				
改善を要する点																																					

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	<p>大学設置基準</p> <p>第七条（教育研究実施組織等）            大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。            2 大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。            3 大学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。            ① 4 大学は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学運営に係る企画立案、当該大学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。            5 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。            6 省略            7 省略</p>	<p>・学則            第8条（事務局）</p>
	<p>大学院設置基準</p> <p>第八条（教育研究実施組織等）            大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。            2 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。            3 大学院は、学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。            ② 4 大学院は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学院運営に係る企画立案、当該大学院以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学院運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。            5 省略            6 省略            7 省略            8 省略</p>	<p>・学則            第8条（事務局）</p>
	<p>関係事項</p>	
③	<p>学生支援            学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。</p>	
④	<p>学生支援            特別な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。</p>	
⑤	<p>学生支援            経済的な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。</p>	

へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1 3つのポリシーの策定</p> <p>令和3年4月に開設した本学においては、令和元年10月に提出した設置認可申請において、3つのポリシーを策定した。本学の社会健康医学研究科について、本学の基本理念や目的に沿って、明確に定めている。</p> <p>2 カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性の確保</p> <p>(1) 博士前期課程</p> <table border="1" data-bbox="119 638 742 1108"> <thead> <tr> <th></th> <th>カリキュラム・ポリシー</th> <th>ディプロマ・ポリシー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>公衆衛生学の基本5領域を基盤とした教育</td> <td>公衆衛生学の基本5領域の基本的内容の理解</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>研究の基本設計を構築、実行する能力を身に付ける教育</td> <td>課題解決のための研究計画を自ら立案、実行できる能力</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>健診・医療等のデータを解析し総合的解決方法を導き出す教育</td> <td>研究成果を実践的プログラムとして企画立案できる能力</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>ヘルスコミュニケーション能力やリーダーシップの向上を図る教育</td> <td>コミュニケーション、リーダーシップで多職種連携の中核を担える能力</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 博士後期課程</p> <table border="1" data-bbox="119 1142 742 1601"> <thead> <tr> <th></th> <th>カリキュラム・ポリシー</th> <th>ディプロマ・ポリシー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>高い倫理観、課題抽出能力、研究計画能力、論理的思考能力を涵養【研究力】</td> <td>学術的課題を抽出し、研究を立案・遂行し、成果を発信することで学界に貢献する能力【研究力】</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>社会実装や行政施策への還元に必要な洞察力、応用実践力、指導力を涵養【実装力】</td> <td>現実社会に実装する方法や行政施策に還元できる高度な能力【実装力】</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>高度な専門性と先導性を涵養【先導力】</td> <td>指導的・先導的役割を果たす能力と国際性【先導力】</td> </tr> </tbody> </table> <p>以上のとおり、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは対応しており、一貫性を確保している(詳細は次頁「関連資料」を参照)。</p>		カリキュラム・ポリシー	ディプロマ・ポリシー	①	公衆衛生学の基本5領域を基盤とした教育	公衆衛生学の基本5領域の基本的内容の理解	②	研究の基本設計を構築、実行する能力を身に付ける教育	課題解決のための研究計画を自ら立案、実行できる能力	③	健診・医療等のデータを解析し総合的解決方法を導き出す教育	研究成果を実践的プログラムとして企画立案できる能力	④	ヘルスコミュニケーション能力やリーダーシップの向上を図る教育	コミュニケーション、リーダーシップで多職種連携の中核を担える能力		カリキュラム・ポリシー	ディプロマ・ポリシー	①	高い倫理観、課題抽出能力、研究計画能力、論理的思考能力を涵養【研究力】	学術的課題を抽出し、研究を立案・遂行し、成果を発信することで学界に貢献する能力【研究力】	②	社会実装や行政施策への還元に必要な洞察力、応用実践力、指導力を涵養【実装力】	現実社会に実装する方法や行政施策に還元できる高度な能力【実装力】	③	高度な専門性と先導性を涵養【先導力】	指導的・先導的役割を果たす能力と国際性【先導力】	<p>3 3つのポリシー</p> <p>(1) ディプロマ・ポリシー</p> <p>学位授与に当たっての到達点を明記するとともに、本研究科の修了に当たって全ての修了生が身に付けるべき資質・能力として期待することを明記しており、適切に設定している。</p> <p>(2) カリキュラム・ポリシー</p> <p>ディプロマ・ポリシーに沿って、適切に設定している。</p> <p>博士前期課程については、カリキュラム・ポリシーに基づく教育を通じて、ディプロマ・ポリシーで掲げる4つの能力を身に付けているか、授業における議論への参加度、レポートや特別研究の完成度等により総合的に評価を行うこととしている。</p> <p>博士後期課程については、授業科目に対する取組や学修成果の総合判定、並びに博士論文の最終審査の評価をもって、社会健康医学の学識や研究遂行能力、研究成果の実装能力、教育研究における指導的・先導的能力を学修成果として評価することとしている。</p> <p>(3) アドミッション・ポリシー</p> <p>入学に際して、応募が期待される者の要件について、適切に設定している。</p> <p>また、大学案内及び本学 Web サイトで公表している。</p>
	カリキュラム・ポリシー	ディプロマ・ポリシー																										
①	公衆衛生学の基本5領域を基盤とした教育	公衆衛生学の基本5領域の基本的内容の理解																										
②	研究の基本設計を構築、実行する能力を身に付ける教育	課題解決のための研究計画を自ら立案、実行できる能力																										
③	健診・医療等のデータを解析し総合的解決方法を導き出す教育	研究成果を実践的プログラムとして企画立案できる能力																										
④	ヘルスコミュニケーション能力やリーダーシップの向上を図る教育	コミュニケーション、リーダーシップで多職種連携の中核を担える能力																										
	カリキュラム・ポリシー	ディプロマ・ポリシー																										
①	高い倫理観、課題抽出能力、研究計画能力、論理的思考能力を涵養【研究力】	学術的課題を抽出し、研究を立案・遂行し、成果を発信することで学界に貢献する能力【研究力】																										
②	社会実装や行政施策への還元に必要な洞察力、応用実践力、指導力を涵養【実装力】	現実社会に実装する方法や行政施策に還元できる高度な能力【実装力】																										
③	高度な専門性と先導性を涵養【先導力】	指導的・先導的役割を果たす能力と国際性【先導力】																										
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。																											
優れた点	基本理念に基づき、具体的かつ整合性のとれた3つのポリシーに基づき教育に取り組んだ。																											
改善を要する点																												

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法施行規則	
①	<p>第六十五条の二            大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 卒業又は修了の認定に関する方針</li> <li>二 教育課程の編成及び実施に関する方針</li> <li>三 入学者の受入れに関する方針</li> </ul> <p>2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。</p>	<p>静岡社会健康医学大学院大学            WEBページ  <a href="#">・ポリシー</a>            静岡社会健康医学大学院大学            WEBページ  <a href="#">・ディプロマポリシーとカリキュラムポリシー・授業科目とアドミッションポリシーの関係（設置認可・届出の申請書「(4)趣旨等を掲載した書類その9」24ページ）</a></p>

## ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1 目的の公表と周知</p> <p>大学院大学の目的については、静岡社会健康医学大学院大学学則第1条に規定しており、本学のウェブサイトに掲載するとともに、大学案内に掲載し、公表している。</p> <p>学生への周知は、入学時オリエンテーションの際に、「学生便覧」等を用いて行った。受験生や医療機関等への周知は、個別訪問やオープンキャンパスなどの機会に、「大学案内」を用いて行った。</p> <p>教職員への周知は、教員会議で「大学案内」などを配布して行った。</p> <p>地域や社会への周知は、本学のウェブサイトにおいて、教育研究上の目的などを公表している。</p> <p>また、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が運営する大学ポートレートにおいて、教育研究上の目的や、大学の特色などを公表している。</p> <p>2 3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の公表と周知</p> <p>ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーは、本学のウェブサイトで公表している。</p> <p>また、アドミッション・ポリシーについては、大学案内や学生募集要項に掲載し、個別訪問やオープンキャンパス、オンライン説明会などにおいて、本学への入学希望者などに対し、積極的に周知した。</p> <p>ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについては、学生便覧に掲載し、入学時のオリエンテーション時などに適切に周知した。</p>	<p>3 その他の情報の公表と周知</p> <p>(1) 教育研究上の基本組織</p> <p>本学のウェブサイトにおいて、学則、組織図、その他関連規程を公表している。</p> <p>(2) 教員組織、教員数、教員の業績</p> <p>本学のウェブサイトにおいて、教員組織、教員数、各教員が有する学位及び業績について公表するとともに、教員一覧ページと教員ごとのページを設け、主な担当授業科目と研究指導のテーマを公表している。</p> <p>さらに、教員の業績については、教員ごとのページからリサーチマップへのリンクを張り、最新の研究業績が閲覧できるようウェブサイトを構築している。</p> <p>また、各教員の主な担当科目や研究指導テーマについては、大学案内に掲載し、公表した。</p> <p>(3) 入学者の数、収容定員、学生数</p> <p>入学者の数（受験者数、合格者数、入学者数）、収容定員、学生数については、本学のウェブページに掲載し公表しているとともに、大学ポートレートにおいても収容定員と学生数を公表している。</p> <p>(4) 授業科目、授業方法及び内容、カリキュラム</p> <p>本学のウェブページにおいて、カリキュラム構成（公衆衛生科目、共通科目、ゲノム医学科目、発展科目、特別研究）や、カリキュラムマップについてページを設けるとともに、大学案内にも掲載し、公表している。</p> <p>学生に対しては、入学時のオリエンテーションにおいて学生便覧を用いて詳細な説明を行った。</p> <p>(5) 授業料、入学料その他の費用</p> <p>本学学生向けの奨学金に関する情報と併せて、本学のウェブページ、大学案内、学生募集要項などにより公表している。</p> <p>本学学生向けの奨学金に関する情報は、入学時のオリエンテーションにおいて説明した。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	<p>教育研究活動等に関する情報について、適切かつ積極的に公表している。</p>
<p>改善を要する点</p>	

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>学校教育法</p> <p>第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。</p>	<p>静岡社会健康医学大学院大学 WEBページ ・<a href="#">教育情報の公表</a></p>
②	<p>学校教育法施行規則</p> <p>第百七十二條の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること 二 教育研究上の基本組織に関すること 三 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画（大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目（次号において「連携開設科目」という。）に係るものを含む。）に関すること 六 学修の成果に係る評価（連携開設科目に係るものを含む。）及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること 2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。 3 大学院（専門職大学院を除く。）を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準についての情報を公表するものとする。 4 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。 5 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。</p>	<p>静岡社会健康医学大学院大学 WEBページ ・<a href="#">基本理念・基本方針</a> ・<a href="#">教育研究上の基本組織</a> ・<a href="#">教員の数</a> ・<a href="#">教員一覧</a> ・<a href="#">入学者の数等の状況（博士前期課程）（博士後期課程）</a> ・<a href="#">学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準</a> ・<a href="#">大学見取り図</a> ・<a href="#">校地校舎等の図面（設置認可申請書）</a> ・<a href="#">学費</a></p>

## チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1 自己点検・評価</p> <p>教育研究活動等の状況や業務運営の執行状況等について、「学則」、「静岡社会健康医学大学院大学自己点検・評価に関する規程」、「静岡社会健康医学大学院大学自己点検・評価委員会規程」、「静岡社会健康医学大学院大学における自己点検・評価基本方針」に基づき、毎年度自己点検・評価を実施し、その結果を積極的に公開して、教育研究活動や業務運営等の改善に反映することとしている。</p> <p>令和4年度に自己点検・評価委員会を4回開催し、自己点検・評価の記載項目を決定し、自己点検・評価書を作成した。</p> <p>本学では、認証評価機関として大学教育質保証・評価センターに引き続き加入している。</p> <p>2 研修・教職協働</p> <p>(1) 研修</p> <p>教職員の研修については、総務委員会においてFD(ファカルティ・ディベロップメント)及びSD(スタッフ・ディベロップメント)活動を推進するための企画、実施に取り組んだ。</p> <p>FD活動については、総務委員会主催で、学生のストレス対応とメンタルヘルスをテーマにFD研修を実施した。また、情報セキュリティ研修、SKDB 利用者講習会、研究倫理講習会、ハラスメント防止検定・グループワーク、利益相反研修会をFD活動の一環と位置付けて実施した。</p> <p>SD活動については、情報セキュリティ研修や公立大学協会の「公立大学教職員研修システム」(オンデマンド)を活用したコミュニケーション及び大学・公立大学法人に関する法令の基礎知識に関する研修等を実施した。</p> <p>それぞれ、全教員が年1回以上FD活動に参加し、全職員が年1回以上SD活動に参加した。</p> <p>(2) 教職協働</p> <p>本学では、教務、入試、広報、研究倫理審査、図書館運営、情報セキュリティなどの日常の学務運営に関し、各学内委員会などで研究科の教員と事務局職員の両者を委員に配置するなど、事務局の担当職員と関係教員の間で情報共有しつつ、個々の問題に関しても関係を密にして情報共有し、役割分担の適正化を図りながら、連携して進めている。</p>	<p>また、研究活動においては、SKDB データの活用のため、事務局担当職員が静岡県国民健康保険団体連合会や県、市町との調整業務を行い、各種研究でのフィールド調整を行った。ゲノムコホート研究においては、事務局担当職員が市町職員との調整を行い、健診当日には事務局から複数の職員が参加するなど、教員と事務局職員が連携して研究を実施した。</p> <p>3 学修成果(学修成果を把握するための体制)</p> <p>学生を対象に、四半期ごとに無記名でアンケートを実施し、学生の講義等の理解度や課題となっている点、改善すべき点について把握している。</p> <p>また、学生と教員が参加する懇談会でより詳細に学生の意見を聞き取り、講義等の改善に活用している。</p> <p>4 研究活動の改善</p> <p>学内の管理職等(学長、副学長、研究科長等)が委託研究学内評価会議を組織し、県からの委託研究に係る研究計画書、成果報告書について検討結果を助言し、必要に応じて見直しを図ることにより、研究の質向上、改善を図っている。更に、本学の研究顧問で組織する委託研究評価会議においてより広い視点から助言を受けている。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	<p>開学初年度からいち早く自己点検・評価に対応した。 SKDB データやゲノムコホート研究など、教員・事務局職員が連携して市町等との関係を構築した。</p>
<p>改善を要する点</p>	

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p><b>第九十九条</b>            大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>③ 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行うものとする。</p> <p>⑤ 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。</p> <p>⑥ 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。</p> <p>⑦ 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。</p>	<p>・学則            第2条（自己点検・自己改革）</p>
	学校教育法施行規則	
②	<p><b>第五十二条</b>            学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	
③	<p><b>第五十八条</b>            学校教育法第二百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	<p>・学則            第2条（自己点検・自己改革）</p>
④	<p><b>第六十六条</b>            大学は、学校教育法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たつては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。</p>	<p>・学則            第2条（自己点検・自己改革）</p>
	大学設置基準	
⑤	<p><b>第十一条（組織的な研修等）</b>            大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p> <p>2 大学は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。</p> <p>3 大学は、指導補助者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。</p>	
	大学院設置基準	
⑥	<p><b>第九条の三（組織的な研修等）</b>            大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p> <p>2 大学院は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。</p> <p>3 大学院は、第十二条第二項の規定により授業科目について補助する者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。</p>	<p>・学則            第34条（教育内容等の改善のための組織的な研修等）</p>
	関係事項	
⑦	<p><b>学修成果</b>            学生の学修成果を適切に把握し評価する取組を行っている。</p>	
⑧	<p><b>設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善</b>            設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育活動等の是正または改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を踏まえ、是正または改善に努めている。</p>	

## リ 財務に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1 財務の状況

令和4年度の決算状況は、運営費交付金及び外部資金を主たる収入として、安定的な財務運営を実現している。

学内ニーズを踏まえつつ財務諸表の検証・分析を行い、中期計画の重点事項への予算配分や経費の節約による効率的な予算執行を図るため、毎月実施している月次決算において、予算執行状況やキャッシュフローの状況について確認を行い、適切かつ効率的な予算執行に努めた。

(単位:百万円)

区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
収入			
運営費交付金	558	599	710
施設整備費補助金	232	34	
自己収入	21	35	45
授業料収入及び入学検定料収入	16	23	27
雑収入	5	12	18
受託研究等収入及び寄附金収入等	208	406	337
補助金等収入			4
目的積立金取崩収入		4	
計	1,020	1,080	1,098
支出			
業務費	457	524	603
教育研究経費	94	91	84
人件費	258	301	375
一般管理費	104	132	143
施設整備費	232	34	
受託研究等経費及び寄附金事業費等	204	313	339
計	893	872	942

※金額は百万円未満を切り捨てしているため、合計金額と一致しないことがある

#### 2 教育研究環境の整備

学生の教育環境の整備に関しては、大学院生室3部屋、講義室3部屋、演習室6部屋(演習室兼ラーニングcommons 2部屋を含む)、図書館を整備し、24時間利用可能な体制で運用している。また、学生の要望を取り入れながら、専用の椅子を整備するなど、学修意欲を喚起する環境を整えている。また、研究指導教員が学生の修士論文又は課題研究を指導するに当たり必要となる、学生の学会発表やソフト・書籍の購入などに活用できる研究指導経費を支援している。

教員の研究環境に関しては、教員が自由に活用できる教員研究費を配分した。そのほか、社会健康医学研究センターにおいて、県の健康増進施策や疾病予防対策に科学的知見を導入するため、医療ビッグデータ、疫学、ゲノムコホートに関する県からの委託研究について、主旨に合致する研究を学内から公募し、採択した課題には適切な研究資金を配分する体制を整えた。

自己評価結果

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点

改善を要する点

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<b>大学設置基準</b> <b>第四十条の三（教育研究環境の整備）</b> 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	
②	<b>大学院設置基準</b> <b>第二十二條の三（教育研究環境の整備）</b> 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	

## 又 教育研究活動推進のための環境整備等に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1 ICT環境の整備</p> <p>ICT環境の整備については、図書館運営委員会において学内における学術情報ネットワークの管理及び運営を所掌しており、適正に行っている。</p> <p>情報セキュリティについては、情報セキュリティポリシー（公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学情報セキュリティ対策基本規程及び同基準）に基づき、副学長を中心とした情報セキュリティ管理体制（CSIRT）により、セキュリティインシデントに適切に対応する体制を整えている。</p> <p>さらに、学生及び教職員等を対象とした情報セキュリティ研修会を実施することにより、情報セキュリティ意識の啓発に努めた。</p> <p>学修環境としては、全ての学生に専用のパソコンを確保するとともに、学内全域で利用できる無線ネットワークを整備しており、学内ネットワーク及びインターネットを学生及び教職員が自由に利用できる体制を整えている。また、講義室3部屋に遠隔講義システムを導入している。当該システムを導入し、教室で投影されたスライド、電子黒板に書かれた内容、講義をする教員の姿や音声、教室全体の様子をオンラインで共有できるようにしたことで、オンライン型やオンデマンド型で受講した場合であっても学修効果に差が生じない環境を整えている。</p> <p>2 学生支援体制</p> <p>(1) 学修支援</p> <p>本学における学生支援の体制は、「ホ 事務組織に関すること」の「2 学生支援の組織」に述べたとおりである。</p> <p>学生の良好な学修環境を整えるため、院生室を3室整備し、全ての学生に専用の机、椅子を用意した。また、院生室がある本館への入退室にカード認証を導入することで、セキュリティを確保したうえで 24 時間利用可能な学修環境を整えている。さらに、全ての学生にパソコンと、必修科目の指定教科書等を貸与した。その他、全学生がオンライン・オンデマンドによる受講や、必要な資料をクラウド上に保管できるシステムを整備し、学生が来学しなくても学修できる環境を整備している。</p>	<p>研究科においては、学生ごとに研究指導教員、研究指導補助教員を定め、特別研究（修士論文、課題研究）に向けた研究テーマの設定、研究計画の立案、研究計画に基づいた進捗状況の把握、研究発表等、各段階における指導、助言を適切に実施している。</p> <p>学生が研究や成果発表等に活用できる研究指導経費を研究指導教員に配分することで、学生の研究発表を支援する体制を構築している。</p> <p>また、リサーチミーティングを開催することにより、学生同士の研究内容の相互評価や討論を通して研究の質向上を図った。</p> <p>科学英語の専門家による英語セミナーを開催し、主に学生を対象に、英語による学会発表やディスカッションおよび論文作成のスキルの向上を図った。</p> <p>また、様々な事情により標準修業年限（博士前期課程は2年、博士後期課程は3年）を超えて計画的に教育課程を履修し修了することを希望する場合に、授業料は標準修業年限分のままで標準修業年限の2倍に相当する年数まで履修できる長期履修制度を設けている。</p> <p>(2) 障害を持つ学生への支援体制</p> <p>本学の学生は全員が社会人であるが、学生の生活安全や健康の保持増進等について審議するために学生委員会を設置しており、必要に応じて開催するとともに、学生からの心身の健康に関する相談などについては、事務局に学生相談窓口を置き、適宜対応することとしている。令和5年度に聴覚に障害を持つ学生が入学し、授業等における必要な対応について本人と協議の上、支障なく授業を受けられる環境を提供した。</p> <p>(3) 経済的支援</p> <p>本学においては、経済的理由により入学料又は授業料の納入が困難な学生に対する支援を目的とした「公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学授業料等の減免等に関する規程」を設けている。</p> <p>また、静岡県による本学学生対象の制度として、県民の健康寿命の延伸に資する人材の県内外からの誘引と県内への定着を目的とした、貸与型の奨学金制度（県内の医療等業務に5年従事することなどにより返済免除）を設けている。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	ICT を活用して快適に学修できる環境を提供していることに加え、当該環境を安全に利用できる管理・運用を行っている。
改善を要する点	

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	ICT環境の整備 教育研究上で必要なICT環境が整備されている。	
②	継続的な研究成果の創出のための環境整備 持続的に優れた研究成果が創出されるよう研究環境の整備や充実等が行われている。	



## Ⅱ 「基準 2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

## 1) 自己分析活動の状況

<p>本学は、静岡県に設置された公立大学法人により運営されており、法人には、設置者である静岡県から以下の3項目を重点的な目標として位置付けた中期目標が定められ、指示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 社会健康医学の学識を社会に還元する人材や社会健康医学を継続的に研究する人材の育成</li> <li>② 社会健康医学研究の長期かつ継続的な推進</li> <li>③ 社会健康医学研究の成果の地域への還元</li> </ul> <p>本学では、この中期目標を達成するため、自己点検・評価委員会や大学運営協議会が中心となり、関連する学内委員会とともに自己分析を行い、教育研究活動等の向上に努めている。</p> <p>本学における具体的な自己分析の取組は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 社会健康医学の学識を社会に還元する人材や社会健康医学を継続的に研究する人材の育成に向けた取組             <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 全学レベルでの定期的なリサーチミーティングを開催し、適時適切な研究指導を行っている。</li> <li>大学院での研究を有意義な教育研究機会とするためには、研究が狭い専門領域に入りすぎるタコツボ型教育に陥らない体制を確立することが必要であるとの考えから、博士前期課程研究の成果としては、修士論文と課題研究の選択制を導入し、多数の、専門性の異なる教員による教育研究指導体制のもと、定期的なリサーチミーティングや中間発表会（博士前期課程）、社会健康医学特講・博士課程セミナー（博士課程）を実施している。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2. 学生に向けたアンケートや学生教員懇談会、一定数の入学者が勤務する県内市町に対するニーズ調査の機会を通じた教育研究に対する意見を集約し、フィードバックを実施している。</li> <li>3. 様々なチャネルを活用し、新たな入学志願者を掘り起こす多様な募集活動を継続して実施している。</li> <li>② 社会健康医学研究の長期かつ継続的な推進に向けた取組             <ul style="list-style-type: none"> <li>4. 教育研究の質向上のため、様々な支援制度をおいている。</li> <li>個人研究費をはじめとした研究費の支援のほか、学外の研究指導顧問等からのピアレビュー、倫理教育を受けられる機会を提供している。また、国際的な視点、海外との共同研究のための素養を涵養し、英語力・プレゼンテーション能力を養うセミナーを実施するなど、国際研究を支援している。</li> </ul> </li> <li>③ 社会健康医学研究の成果の地域への還元に向けた取組             <ul style="list-style-type: none"> <li>5. 研究成果の社会実装に向け、県の保健事業担当者等に向けた研究成果発表会を開催するなど、県や市町との連携体制の構築に向け取組を行っている。この取り組みは、院生が県や市町と共同で行う調査研究事業に参画する機会の提供に繋がるなど、教育研究にも展開されている。</li> </ul> </li> </ul>
---	--

## 2) 自己分析活動の取組み（目次）

※学修成果の適切な把握及び評価、並びに継続的な研究成果の創出のための環境整備に関する取組み等をそれぞれ1つ以上記述します

No.	タイトル	ページ数
1	全学レベルでの定期的なリサーチミーティングの開催による適時適切な研究指導【学修成果】	37
2	様々な機会を通じた教育研究に対する意見集約とフィードバック	38
3	様々なチャネルを活用した多様な募集活動による入学志願者の確保	39
4	教育研究の質向上のための支援制度【研究環境整備】	40
5	研究成果の社会実装に向けた行政機関等との連携と教育研究への展開	41

### 3) 自己分析活動の取組み

<b>タイトル</b> (No. 1)	全学レベルでの定期的なリサーチミーティングの開催による適時適切な研究指導【学修成果】
<b>分析の背景</b>	大学院において実際の研究に取り組むことは、座学での学びをより深く理解し、かつ他の課題にも応用可能な学識として修得する上で極めて重要なプロセスである。大学院での研究を有意義な教育研究機会とするためには、研究が狭い専門領域に入りすぎるタコソボ型教育に陥らない体制を確立することが必要である。多様な専門性を持つ教員が多数在籍する本学の特徴を活かし、領域横断的な研究テーマの設定と、一人の学生を幅広い視点から指導する体制の構築を目指した。
<b>分析の内容</b>	<p><b>博士前期課程研究の成果として、修士論文と課題研究の選択制を導入</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>博士前期課程の研究（授業名：特別研究）では、成果物として修士論文または課題研究の選択制を導入した。修士論文は「社会健康医学研究に関する学術的研究成果をまとめた論文」、課題研究は「社会健康医学分野の課題解決に実践的に寄与する研究やフィールド調査の成果をまとめた報告書」と区別している。本学では、養成する人材像として、医療現場等で先導的な役割を果たす「高度医療専門職」と、地域や組織で保健事業を牽引する「健康づくり実務者」を挙げている。それぞれの立場にある学生が、自らの将来像に併せて成果物を選択できるようにすることで、特別研究に取り組む意欲を涵養している。</li> </ul> <p><b>組織的な特徴を活かした教育研究指導体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学年定員 10 名に対し、25 名の専門性の異なる教員が在籍している。この豊富な教育リソースを活かし、博士前期課程、博士後期課程ともに学生一人ひとりに主たる研究指導教員（1 名）、1～2 名の研究指導補助教員／副指導教員が指導にあたる体制を構築した。</li> <li>学生の研究が研究指導教員の専門性や研究マインドに狭小化されることを回避することで、院生の視野が広がり、研究の質も向上した。</li> </ul> <p><b>定期的なリサーチミーティングの開催（博士前期課程）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての教員と学生が参加するリサーチミーティングを、学期中、毎週開催している。1 人の学生を複数の教員が担当する体制を構築しているが、より多くの教員から指摘や指導を受ける機会を作ることで、研究の更なる深化を図っている。</li> <li>学生にとっては、研究成果を分かりやすく伝えるための資料の作成、プレゼンテーションの工夫、質問に対する回答のスキルを磨く機会にもなっている。また、他の学生の発表について積極的な質疑を促すことで、研究を批判的に吟味する力を身につける機会としても活用している。批判的吟味の力は、翻って自身の研究をブラッシュアップするためのスキルになっている。</li> <li>1 年生にとっては、入学早々に先輩の研究発表を聞くことで、社会健康医学領域の研究について概要を掴む機会となっている。このような機会は、自身の研究テーマの設定や 2 年間の研究スケジュールを考えるための礎となっている。</li> <li>リサーチミーティングには博士後期課程の学生も参加し、質疑応答や研究へのアドバイスなどを通じて、指導的役割を果たすためのスキルを身につける機会として活用している。</li> </ul> <p><b>中間発表会の開催（博士前期課程）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 年次の 3 月末に、中間発表会を開催している。2 日間かけて研究の進捗や成果について集中的に議論することで、2 年次の研究がスムーズに進むように方向付ける機会としている。</li> </ul> <p><b>特別研究発表会の開催（博士前期課程）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2 年次の 2 月末に特別研究発表会を開催し、博士前期課程での研究成果について審査している。発表会には全ての教員が参加し、研究成果について質疑を行い、必要に応じて再解析や修正を指示することで、研究の総仕上げを後押ししている。</li> </ul> <p><b>社会健康医学特講・博士課程セミナー（博士後期課程）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>博士後期課程では、本学の専任教員ではカバーできない領域において、先導的な研究を行っている外部講師を招へいし、幅広い知識を吸収するための機会としている。</li> <li>博士課程セミナーでは、院生の発表に対して専任教員だけでなく特講で招へいた講師も交えて議論を行うことで、研究の内容を深め、秀逸な学術論文の作成を後押ししている。</li> </ul>
<b>自己評価</b>	大学院のみの少人数教育であること、ならびに多様な専門性をもつ多数の専任教員を擁する利点を最大限に活かし、1 人の学生を複数の教員で指導する体制を構築した。加えて全学レベルでの定期的な指導機会を設けることで、高いレベルで高密度の教育研究機会を提供することができた。このような取組の結果、博士前期課程の修了者割合は 100%を維持することができた。
<b>関連資料</b>	

<b>タイトル</b> (No. 2)	様々な機会を通じた教育研究に対する意見集約とフィードバック
<b>分析の背景</b>	新設の大学院大学であり授業に関するノウハウの蓄積が乏しいこと、主として社会人学生を対象にしていること、オンライン/オンデマンド型授業を併用していること及び金曜日と土曜日に集中して開講していることなど他大学とは異なる特性を持つことから、学生に積極的に授業評価を依頼し、授業の実施方法等についての課題の抽出と改善に役立てた。また、学外からの意見集約にも努めた。
<b>分析の内容</b>	<p><b>授業アンケートの実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>授業アンケートを年4回実施した（半期に2回）。全ての授業について個別にアンケート調査を行い、授業の内容や進め方について、学生からの意見を集約した。</li> <li>集約したアンケートの結果は管理監督者（学長・副学長・研究科長）が把握し、必要に応じて個々の教員と対策を検討した。授業を担当した教員にもアンケート結果を開示し、対策等について学生にフィードバックすることを義務づけた。</li> <li>授業の進め方に対する学生と教員との意識や考え方の相違が解消され、相互に満足度が高い授業を提供する機会となっている。</li> </ul> <p><b>学生教員懇談会の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての学生（博士前期課程・博士後期課程）と教員が集う学生教員懇談会を年4回開催した。</li> <li>懇談会の開催に先立って、全ての学生にアンケートを実施し、授業の進め方や学生生活について意見を集約した上で、集まった意見について懇談会で検討した。例えば授業で課題を提示する方法については、授業管理システムに掲示することを徹底することで、多くの授業で出される課題について、学生が期日や業務量等を考慮しつつ計画的に取り組めるようになった。</li> </ul> <p><b>カリキュラムの全般的な見直し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開学後2年が経過し、AC期間が終了した段階で、授業カリキュラムを大幅に見直した。個々の授業の内容を整理するとともに、学年進行に伴って適切な順序で履修できるように、1年次と2年次への配置、前期・後期の割り当てを見直した。</li> <li>博士後期課程の新設に伴って新たに着任した6名の教員の授業を新設した。開講授業数が増えたことで、学生の学びの幅を広げることができた。</li> </ul> <p><b>ハンズオン授業の導入</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>統計の知識や実際の統計分析の技術は、社会健康医学の研究において基軸となる知識・技術である。座学での理論教育のみでは統計を深く理解し、かつ実際の分析技術を修得することは困難であるという意見を受け、ハンズオン形式の授業を導入した。同様の理由で、質的研究法についてもハンズオン形式の授業を導入した。</li> </ul> <p>「医療統計学概論・特論」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1年前期の医療統計学概論で基本的な知識を学び、後期の特論では実際に統計解析ソフトウェアを使ってデータ分析に取り組むことで、社会健康医学に必要な統計の知識と分析技術を体系的に学ぶ授業体系にした。データ分析では、概論で学んだ統計理論を実践的に体験できる例題を提示することで、理論の理解深化につとめた。また、分析結果を正しく解釈する方法についてもデータ分析と合わせて教示することで、実践的な学びの機会とした。</li> </ul> <p>「質的研究法特講（M-GTA 特講）」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本邦の健康研究で広く用いられている質的研究法であるM-GTA（修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ）について、受講生がグループ・ディスカッションや研究計画の発表と質疑応答を通じて、経験的な理解や研究実施能力の獲得ができるよう授業を設計し実施した。また、M-GTAによる研究をすでに計画または実践している学外者（科目等履修生）を積極的に受け入れ、科目等履修生と本科生が積極的にインタラクションすることにより、双方がM-GTAに関する実践的な学びを深められる機会を提供した。</li> </ul> <p><b>インタラクティブな授業の提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Mentimeter や Slido、ホワイトボードアプリや Google Spreadsheet などのウェブツールを活用し、教員と院生が双方向に意見や理解度を共有することで、教員が知識を伝達するだけの一方方向性の授業にならないように工夫した。併せて課題発見・解決力を高めることを目的としたインタラクティブな授業づくりを進めた。</li> </ul> <p><b>県内市町に対するニーズ調査</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入学者の一定数を県内市町の保健事業担当者が占めることから、市町に対し本学に期待することについてアンケート調査を行った。その結果、学んだことを実際の業務に直接使うにはどうしたらいいか知りたいという意見が多かったことから、授業や研究指導においては実データを用いた解析や実際に用いられている受診勧奨資料などを用いることによって実際の場面への適用方法をより具体的に伝えられるよう工夫した。</li> </ul>
<b>自己評価</b>	少人数教育である特徴を活かし、学生からの積極的な意見聴取等とフィードバックによって、体系的な学修を促すカリキュラムを編成し、個々の授業の内容や進め方を改善することができた。
<b>関連資料</b>	

<b>タイトル</b> (No. 3)	様々なチャネルを活用した多様な募集活動による入学志願者の確保
<b>分析の背景</b>	開学年度から毎年募集定員を超える志願者を集めることができた。安定的に入学者を確保すべく、積極的に学生募集のための取組を継続している。
<b>分析の内容</b>	<p><b>関係団体に対する募集活動</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の医療機関や医療関連団体（医師会等）、大学等教育機関（計 224 機関）に大学案内やポスターを送付し、配架・掲示を依頼した。</li> <li>・資料を送付するだけでなく、県内の医療機関（22 機関）、医療関連団体等（12 団体）、大学等教育機関（2 機関）を個別に訪問し、大学の教育や研究の特色について説明するなど、学生確保に向け、学長、副学長、研究科長が自ら積極的に募集活動を行った。</li> <li>・県内の市町を訪問し（17 市町）、本学の教育研究について紹介するとともに、進学者の推薦を依頼した。県の首長が集まる市長会議や町長会議においても、大学のパンフレットを配付した。</li> </ul> <p><b>学術集会での募集活動</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門職向けに、第 83 回日本公衆衛生学会総会（令和 6 年 10 月）及び第 35 回日本疫学会学術総会（令和 7 年 2 月）において、大学紹介ブースを出展した。学会に参加した教育研究機関の専門家や、自治体等の保健事業担当者に対して、本学の特徴について直接説明した。また、学術集会のプログラムに大学紹介の広告を掲載した。</li> <li>・教員だけでなく学生にも上記の学会での成果発表を促すことで、研究成果の発表を通じた P R も積極的に進めた。</li> </ul> <p><b>統計・研究相談</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣の中核病院（4 病院）において、医師や看護師等の専門職を対象とした統計・研究相談を月 1 ～ 2 回開催した。</li> <li>・相談者の研究支援をきっかけに、本学での学びや修得できる知識・技術、進学者の特徴や修了後の将来像について説明することで、志願者の確保に繋がった。</li> </ul> <p><b>調査・集計相談</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内市町の保健事業担当者向けに、市町の各種データの集計や、施策形成に必要な調査の実施を支援する調査・集計相談を 1 回実施した。</li> <li>・事前に相談内容をエントリーしてもらうことで、専門性がマッチする教員を担当者として割り当て、適切な支援ができる環境を整えた。</li> <li>・相談をきっかけに、本学での学びや修得できる知識・技術、進学者の特徴や修了後の将来像について説明することで志願者の確保につなげるとともに、管理者には入学者の推薦を働きかけた。</li> </ul> <p><b>地域保健リーダー育成プログラム</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町の保健事業担当者を対象に、進学意欲を直接惹起する目的で当該プログラムを開始した。</li> <li>・大学院への進学を魅力的に捉えているもののハードルを感じている市町の職員に対して、代表的な授業の受講を分析研修からなる 1 年間の修学準備コースを提供することで、次年度以降の入学者の確保に繋がった。</li> </ul> <p><b>オープンキャンパス・説明会の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本学への進学を検討している人を対象に、オープンキャンパスを 1 回開催した。大学の特色について研究科長が概説するだけでなく、公衆衛生教育の 5 つのコア領域を統括する教員との面談、在学生との懇談会の機会を設けることで、受験意欲を惹起することに努めた。</li> <li>・小数名を対象に、研究科長が参加者と懇談しながら直接学内を案内するオープンキャンパスミニを 2 回開催した。オープンキャンパスよりも気軽に話ができる機会とすることで、参加者に本学を身近に感じてもらえるように工夫した。</li> <li>・受験を検討している人からの相談に随時対応するために、オンライン説明会を 9 回開催した。加えて、オンライン／対面での個別面談にも研究科長が随時対応した。</li> </ul> <p><b>インターネット等を利用した広報活動</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページにより研究活動や入試の情報を積極的に発信したほか、YouTube 及び Facebook の活用にも努めた。</li> <li>・県が推進する「幸福度日本一の静岡県」に積極的に取り組んでいる姿勢のアピールも兼ねて、静岡新聞キャンペーン企画「Shizuoka Well-being Week2025」に広告を出した。</li> </ul>
<b>自己評価</b>	様々な活動を実施し、十分な入学志願者を確保できた（博士前期課程の受験者 23 名、応募倍率 2.3 倍、博士後期課程の受験者 6 名、応募倍率 3 倍）。
<b>関連資料</b>	

<b>タイトル</b> (No. 4)	<b>教育研究の質向上のための支援制度【研究環境整備】</b>
<b>分析の背景</b>	<p>教員や院生が専門性の高い研究に取り組むためには、大学が様々な支援策を提供する必要がある。社会健康医学に特化し、研究に必要な支援体制を築くことで教員や院生の研究をバックアップする。</p>
<b>分析の内容</b>	<p><b>ピアレビュー制度</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>静岡県委託研究費を活用する研究については、学外の研究指導顧問3名を含む評価会議を設置することで評価・改善指導を受ける機会を設けた。委託研究評価会議に先立つ学内評価会議では、学長、副学長等からも評価・改善指導を受ける機会を設け教員や学生が行う研究の質向上を支援している。</li> </ul> <p><b>倫理教育</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人を対象とする医学研究を主とする社会健康医学において、教員や院生が安全に研究を行うためには倫理面での支援が欠かせない。研究倫理審査委員会では、個々の研究が倫理的妥当性を持って実施できるように支援するとともに、研究内容にも踏み込んで意見提示、改善支援を行うことで、研究の質向上にも貢献している。</li> <li>全学向けの倫理講習（年1回）、研究倫理審査委員を対象とした公衆（年1回）を開催することで、研究倫理に関する最新の情報をキャッチアップする機会を設けた。</li> </ul> <p><b>国際研究支援制度</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国際的な視点、海外との共同研究のための素養を涵養する目的で、国際的に活躍している研究者を講師に招いたGo Globalセミナーを年1回開催している。</li> <li>国際学会で研究成果を発表するために必要な英語力・プレゼンテーション能力を養う機会として、英・語教育の専門家によるEnglish Sminnerを年1回開催している。</li> </ul> <p><b>医療ビッグデータ解析研究支援制度</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>静岡県の全ての市町から国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者の医療・介護レセプト、特定健診データ（KDB データ）の提供を受け、社会健康医学研究に活用するための体制を整えた。</li> <li>約10年分のデータを縦断的に連結したデータベースを構築し、かつ当該データベースから個々の研究に必要な情報を抽出するためのシステムを開発することで、高度なプログラミング技術を必要とせず医療ビッグデータ解析研究に研究に取り組める環境を整えた。</li> <li>解析用データの抽出にあたり高度なプログラミングが必要となる場合に備え、専門技術者に教員や学生がオンサイトまたはオンラインで相談できる環境も整えた。</li> </ul> <p><b>研究費支援制度</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運営費交付金等から、個人研究費として教授120万円、准教授80万円、講師60万円、助教40万円（年額）を支給することで教員の研究を直接支援する制度を整えた。</li> <li>静岡県委託研究費を財源とする学内競争的研究費制度を整えた。研究規模に応じて最大1,000万円（年額）を支援することで、必ずしも最先端の研究でなくても、県民の公衆衛生の向上に資する研究について積極的に支援している。</li> <li>上記の学内研究費とは別に、論文発表や学会発表の助成制度（成果発表助成費）を策定した。</li> </ul> <p><b>院生指導経費</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>院生が研究や成果発表等に活用できる財源として、研究指導経費を1人当たり10万円（年額）を上限として研究指導教員に配分することで、院生の研究の質向上に努めた。</li> </ul> <p><b>競争的研究資金獲得支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>競争的研究資金の獲得に向けて、教員間でノウハウを共有する機会を年1回開催している。</li> <li>競争的研究資金の公募情報を集約し定期的に教員に配信することで、研究資金の獲得を間接的に後押ししている。</li> <li>競争的研究資金を獲得した教員に対しその獲得実績に応じた手当を支給することで、競争的研究資金の獲得に積極的にインセンティブを付与している。</li> </ul>
<b>自己評価</b>	<p>研究費の支援、医療ビッグデータの確保と解析支援等、直接・間接的な支援体制を整えることで、教員や院生が行う研究の質向上に努めた。</p>
<b>関連資料</b>	

<b>タイトル</b> (No. 5)	研究成果の社会実装に向けた行政機関等との連携と教育研究への展開
<b>分析の背景</b>	社会健康医学は、他の学問領域より一層、研究成果の社会還元が求められる。そこで学内に社会健康医学研究センターを設立し、県や市町、企業等と積極的な関わり合いを持つことで、研究成果の社会実装を推進している。
<b>分析の内容</b>	<p><b>研究成果の社会実装に向けた県や市町との連携体制の構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県の保健事業担当者向けに静岡県委託研究費の成果発表会を開催し、どのような社会の課題に対して学術的な解決策を研究しているのか概説した。同様の取り組みを市町や関係団体の保健事業担当者向けにも開催した。アカデミアで研究に取り組む研究者と、現場で保健事業に取り組む担当者との相互理解を醸成することで、共同で研究成果を社会に実装するための結びつきを形成した。</li> <li>・ 社会実装を見据えた本学の研究（口腔疾患と全身の健康、健康寿命延伸のための生活習慣モニタリング、特定健診・がん検診の受診率向上等）を例示することで、市町において共同で実行可能な取り組みについてイメージを共有し、具体的なアクションを起こすきっかけとした。</li> <li>・ 静岡市に加え、富士市とも包括的な連携協定を締結し、健康寿命の延伸や予防医療・健康増進・疾病対策、企業との連携、健康づくり実務者の養成などについて協力して取り組んでいくこととした。</li> <li>・ 市町の保健事業の立案や成果評価に対して、本学が支援できる範囲と内容についても提案した。</li> <li>・ 研究成果の還元のために、循環器疾患や遺伝と健康、健診・検診や診療ガイドラインをテーマに市民向けの講座を3回実施し、延べ386人に対して健康づくりに関する情報提供を行った。</li> <li>・ 袋井市や藤枝市において、健康行政だけでなく、市町の将来像を検討する総合計画の策定や新産業創造戦略のための委員としてアカデミアの立場から貢献した。</li> </ul> <p><b>研究成果の社会実装に向けたより広い連携体制の構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政機関に加え、社会の担い手である企業や医療の担い手である医療機関との連携構築を進めた。具体的には、静岡新聞・静岡放送と連携協定を結ぶことによって、大学による健康情報発信力を強化した。また、中東遠総合医療センターと連携協定を結ぶことによって、実地で働く医師に対して教育や研究を行う機会を広げ、より広い機会をとらえて社会実装を目指すこととした。</li> <li>・ エビデンスに基づくサービス導出に向け、アカデミアと企業がお互いのシーズやニーズ等を知るための意見交換会を継続して行っている。</li> <li>・ 令和7年度より地域・産官学連携を本格的に進めていくために、社会健康医学研究センターを地域・産官学連携本部に発展的に改組を行った。令和7年度初頭より開始の予定である。</li> </ul> <p><b>教育研究への展開</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記のような体制を整備した成果として、院生に対して、県や市町と共同で行う調査研究事業に参画する機会を提供することで、社会実装を見据え、アカデミアの立場からどのような調査や研究を行い、どのような解決策を提示すべきか実践的に学ぶ機会とした。具体的には、以下のような取り組みを行った。</li> </ul> <p><b>健康寿命延伸のための市町別生活習慣等のモニタリング</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内延べ22市町においてランダムサンプリング調査を行うとともに、県内全市町において非ランダムサンプリング調査による栄養調査を行った。得られたデータについて、栄養素や食品摂取量の市町ごとの分析を行い、それぞれの市町における過剰・過少摂取の傾向や県内の地域差について明らかにした。さらに、グループコードを導入することによって、匿名化を保ちながら事業所や特定のグループ毎に調査を実施・集計し、事業所等の健康経営の支援を行った。</li> </ul> <p><b>事業所における健康づくりに関する研究</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 静岡県富士健康福祉センターと協力し、産業医の選任義務がなく、事業所による適切な健康管理の実施が難しい中小事業所を中心に、事業所の従業員の健康維持・増進に対する取り組みを把握するために調査を実施している。また、これらの事業所で働いている従業員に対しても特定健診の受診や健康行動についての実態調査を行っている。</li> </ul>
<b>自己評価</b>	社会健康医学研究センターや地域・産官学連携委員会を中心に、社会健康医学の研究と成果還元に向けた環境整備を進め、院生が参加する機会を確保することで、アカデミアの研究成果を社会に実装するための実践的な教育を行う基盤を築いた。
<b>関連資料</b>	



### Ⅲ 「基準 3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

## 1) 特色ある教育研究の状況

<p>本学の設置に当たり文部科学省に提出した設置認可申請書において、設置の趣旨等を記載した書類の中で本学の基本的な理念として「健康と医療、環境を統合する俯瞰的な視点を機軸とし、県民をはじめとした全国健康寿命延伸に資する研究課題の科学的な分析を通じ、国内だけでなく国際社会に貢献する「知と人材の集積拠点」を目指す」ことを掲げている。</p> <p>本学では、この基本理念を実現するため、「ア 研究の推進」「イ 人材の育成」「ウ 成果の還元」「エ 県内及び中部地域における社会健康医学の拠点」を基本方針に、様々な方法により教育研究活動の進展に努めている。</p> <p>本学における特色ある教育研究の取組は以下のとおりである。</p> <p>「ア 研究の推進」に関する特色ある取組</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 静岡県内の全ての市町から国民健康保険・後期高齢者医療者制度加入者の医療・介護レセプト、特定健診データの提供を受け、個人単位で長期的な変化を解析できるデータベース（静岡県保データベース（SKDB））を構築し、様々な医学的課題の解決と保健医療の高度化を目指した医療ビッグデータ解析研究を推進している。</li> <li>2. 最先端の予防医学研究と、地域住民の健康づくりを目的としたゲノムコホート研究を県内各地（静岡県伊豆半島（賀茂地域）、西部（袋井市）、中部（島田市））で実施している。県内外の様々な教育研究機関と連携を図ることで、知と人材が集約する研究拠点を形成した。コホート研究は、院生の教育の場にもなっている。</li> </ol>	<p>「イ 人材の育成」に関する特色ある取組</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3. ゲノム医療時代に対応できる医療従事者「認定遺伝カウンセラー®」を養成、育成する特別コース「遺伝カウンセラー養成コース」を設置し県内の遺伝医療の底上げに貢献するとともに県民にゲノム、遺伝に関連する先端的医療を提供できる体制を提供している。</li> </ol> <p>「ウ 成果の還元」に関する特色ある取組</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4. 静岡県や県内市町と連携しながら、県や市町が抱える健康課題の解決に向けた研究に積極的に取り組み、研究成果に基づいた課題解決のための施策の立案や、様々な事業の実施を支援している。また、研究を共同で実施することで、県や市町の専門人材の育成にも貢献している。</li> </ol> <p>「エ 県内及び中部地域における社会健康医学の拠点」に関する特色ある取組</p> <p>本学を「エ 県内及び中部地域における社会健康医学の拠点」として位置付け、上記1～4の活動を統合して実践しているほか、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>5. 職種や年齢が異なる社会人が入学する特徴を活かし、学友や教員と相互に知識を交換することで、幅広い視野と深い知識をもつ人材を育成する教育研究を実施している。</li> </ol> <p>これらの活動を通じ、国際社会に貢献する「知と人材の集積拠点」の構築を目指している。</p>
---	--

## 2) 特色ある教育研究の取組み（目次）

No.	タイトル	ページ数
1	静岡県国民健康保険データベースを活用した医療ビッグデータ解析研究	45
2	最先端の医学研究と地域住民の健康づくりを両立する大規模コホート研究	46
3	ゲノム医療時代に対応できる医療従事者「認定遺伝カウンセラー®」の育成	47
4	静岡県、県内市町と連携した教育研究の実施と研究成果の社会還元	48
5	多様なバックグラウンドを持つ院生が相互に学識を高め合う教育研究の実施と体制整備	49

### 3) 特色ある教育研究の取組み

<b>タイトル</b> (No. 1)	静岡県国民健康保険データベースを活用した医療ビッグデータ解析研究
<b>取組の概要</b>	静岡県の全ての市町から国民健康保険・後期高齢者医療者制度加入者の医療・介護レセプト、特定健診データの提供を受け、様々な医学的課題の解決と保健医療の高度化を目指した医療ビッグデータ解析研究を推進している。
<b>取組の成果</b>	<p><b>医療ビッグデータベースの構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡県の全ての市町から、国民健康保険または後期高齢者医療制度加入者の2012年4月以降分の医療・介護レセプト、および特定健診データの提供を受けた。</li> <li>・市町毎、月毎、種別毎に提供されるファイルを連結し、同一個人に複数の個人IDが割り当てられている場合はそれらを一意化することで、個人単位で長期的な変化を解析できるデータベース（静岡国保データベース（SKDB））を構築した。後期高齢者医療制度に移行する際（75歳）に個人IDが変更になるため、市町から変更前後の対応表の提供を受けることで、75歳を超えて長期的に分析できるデータベースを構築した。</li> <li>・現時点で2020年9月分までをデータベース化し、毎年度、データを更新している。</li> </ul> <p><b>SKDBの優位性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の全ての市町をカバーするデータベースは、我が国では静岡県のみである。</li> <li>・全ての市町を網羅していることで、疾病の有病率や医療リソースの偏在などについての地域相関研究が行える。</li> <li>・処置や処方、要介護認定や介護サービスなどの詳細な情報が利用可能であり、様々な研究課題の解析に活用できる。</li> <li>・約250万人の情報を含むため、比較的希な疾患についても解析できる。</li> </ul> <p><b>SKDB利用環境の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SKDBから解析に必要なデータを抽出するプログラムを開発した。複雑なプログラミング技術を必要とせず、抽出に必要なパラメータを与えるだけで所望するデータを抽出できる環境を整えることで、SKDBの利活用を後押ししている。</li> <li>・解析用データの抽出に複雑なプログラミングが必要な場合に備え、高度なスキルをもつ技術者を確保し、院生や教員がオンサイト/オンラインでサポートを受けられる体制を整えた。</li> <li>・医療ビッグデータ解析に不慣れな新生や教員を対象に、毎年、利用者講習会を開催している。</li> </ul> <p><b>SKDBの教育研究への利活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上述の利用環境を大学主導で整備したことで、SKDBを利用した医療ビッグデータ解析研究が多数行われ、学術論文として発表されるとともに、国内外での学会発表、院生の特別研究（修士論文・課題研究）でも活用されている（R7.2.18現在）。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・学術論文（英文） 9件</li> <li>・学会発表（国内） 15件</li> <li>・学会発表（国外） 5件</li> <li>・特別研究 12件</li> </ul> </li> <li>・これまでに発表されたSKDB関連の研究の概要は以下の通りである（R7.2.18現在）。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・疾病の治療や処置の方法に関する研究 23件</li> <li>・疾病の発症リスクに関する研究 7件</li> <li>・疾病と予後（死亡、再入院、要介護等）に関する研究 7件</li> <li>・その他（卵巣癌の治療進歩に伴う医療費への影響に関する調査等） 4件</li> </ul> </li> </ul>
<b>自己評価</b>	静岡県国保データベースを構築し活用し、疾病の予防や治療に関する研究成果を展開することで、保健・医療の高度化に資するエビデンスを創出するとともに、地域の保健・医療に携わる専門人材のスキルアップに貢献している。
<b>関連資料</b>	

<b>タイトル (No. 2)</b>	最先端の医学研究と地域住民の健康づくりを両立する大規模コホート研究
<b>取組の概要</b>	最先端の予防医学研究と、地域住民の健康づくりを目的としたゲノムコホート研究を県内各地で実施している。県内外の様々な教育研究機関と連携を図ることで、知と人材が集約する研究拠点を形成した。コホート研究は、院生の教育の場にもなっている。
<b>取組の成果</b>	<p><b>コホート研究を基盤とした教育研究</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会が高齢化した結果、かつては稀有であった認知症や高齢者フレイルがありふれた疾患となるなど、日本人の医学的特徴は常に変化している。国民の健康を守るためには時代に応じたエビデンスを生み続けなければならない、そのためには最新のコホートが常に必要となる。</li> <li>・ 静岡県に新しいコホートを築き、社会が必要とする最先端の予防医学の知見を創出する研究に全学を挙げて取り組む。</li> <li>・ 最新のコホート研究に院生が参加することで、社会で健康を守るために求められるエビデンス、エビデンスを創出するための方法、地域の健康課題を発見する視点、地域で健康課題を予防するための方法など、社会全体で疾病を予防するために必要な学識と、社会全体を見渡す広い視野を養う機会となる。</li> </ul> <p><b>大規模コホートの構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 静岡県伊豆半島（賀茂地域）、西部（袋井市）、中部（島田市）で地域住民を対象としたコホート研究を開始した。袋井市で行ったフィールド調査とその関連業務（令和6年度）には、研究代表者が年57日間袋井市に向き、延べ485人の教職員（他大学や県からの参加者含む）がフィールド調査に参加するなど、全学を挙げて取り組んでいる。</li> <li>・ 各地で実施したフィールド調査には2,175(R3~5)人が参加し、画像検査を含む詳細な臨床情報と生体試料を収集した。具体的には、動脈硬化（脈波伝播速度や心エコー、頸動脈エコー）、骨密度、運動機能など、高齢化社会が抱える課題である循環器疾患やサルコペニアに関する情報を収集した。近隣の医療機関の協力を得て、頭頸部MRIや腹部・大腿部のCT撮影も行った。</li> <li>・ 健診時の採血からDNAを抽出し、ゲノム網羅的な解析を実施し、個人の多様性を加味した予防医学的知見の導出を目指している。</li> <li>・ 住民基本台帳、人口動態統計、国保データベースと連携することで、死亡や疾病の発症を経時的に把握している。</li> </ul> <p><b>知と人材の集積拠点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 静岡コホートに日本各地から15大学、3研究機関（民間企業を含む）の参画を得ることで、知と人材の集積拠点を築き、その規模は毎年拡大している。</li> <li>・ 知と人材が集まることで領域を越えた学際的な研究が行われ、その成果は学会発表や学術論文とし結実している。</li> <li>・ 院生にとっては、我が国で最先端の研究に取り組む研究者と学術交流の機会が生まれることで、自身の専門性を超えて知見や学識を広める機会となっている。</li> </ul> <p><b>地域住民への成果の還元</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コホート研究を通じて、地域住民の健康づくりに直接的・間接的に貢献している。</li> <li>・ フィールド調査で詳細な健康調査を行うことで、潜在的な疾患が発見され早期治療に繋がるなど、地域住民の健康づくりに直接貢献している。</li> <li>・ 地域住民を対象とした講演会や健康づくりイベントを介して、地域社会の健康づくりに間接的に貢献している。</li> <li>・ 将来的に、予防医学研究の成果が社会に実装されれば、全ての国民が社会の一員としてその成果を享受できる。</li> </ul>
<b>自己評価</b>	静岡県内に複数のコホートを構築し、知と人材を集結することで、様々な健康課題の解決に資する研究を展開するとともに、院生の教育の場としても活用する研究基盤を構築することができた。地域住民の健康づくりにも貢献している。
<b>関連資料</b>	

<b>タイトル (No. 3)</b>	ゲノム医療時代に対応できる医療従事者「認定遺伝カウンセラー <sup>®</sup> 」の育成
<b>取組の概要</b>	<p>近年ゲノムあるいは遺伝関連医療の臨床現場への実装化が急速に広がっており、通常医療においてもゲノム情報に基づいた、いわゆる精密医療が行われる状況になりつつある。遺伝医療の広がりには広い意味での個別化医療と公衆衛生の橋渡しの性格を持ちつつある。更に疾病予防の強化、医療の公平性の向上、社会全体の健康増進という観点からも遺伝医療の果たす役割は社会健康医学としても重要となりつつある。一方でこのような医療現場に対応できる重要な医療スタッフである認定遺伝カウンセラー<sup>®</sup>不足は深刻である（2024年12月現在、日本全国で428名、うち静岡県には僅か13名しか在職していない）。この事実は県内の遺伝医療格差を生じさせることが危惧される。これらの観点から本学に認定遺伝カウンセラー<sup>®</sup>を養成、育成する特別コース「遺伝カウンセラー養成コース」を静岡県で初めて設置し県内の遺伝医療の底上げに貢献するとともに県民にゲノム、遺伝に関連する先端的医療を提供できる体制を提供し、静岡県の遺伝医療格差の解消に貢献する。</p>
<b>取組の成果</b>	<p><b>特別コースの設置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>認定遺伝カウンセラー<sup>®</sup>は日本遺伝カウンセリング学会と日本人類遺伝学会が共同認定する資格であり、その取得のためには上記2つの学会によって設置されている認定遺伝カウンセラー制度委員会の定める要件を満たす必要がある。</li> <li>認定遺伝カウンセラー養成課程を有する大学院の修士課程を修了した上で、制度委員会が実施する試験に合格することが必要である。</li> <li>既存のカリキュラムに加えて、制度委員会が定めるカリキュラムを整備して認定委員会の承認を得て、2024年4月から特別コース（遺伝カウンセラー養成コース）を開講した（日本で26校目、静岡県で初の認定）。なおカリキュラムに関しては可能な限り仕事との両立が図れるような工夫をした。</li> <li>実習を行う施設として隣接する静岡県立総合病院、静岡県立こども病院、静岡県立がんセンター（いずれの施設も臨床遺伝専門医・指導医、認定遺伝カウンセラー<sup>®</sup>が常勤として勤務している施設）と提携を結び、2年時から始まる臨床現場での実習体制を整えた。</li> <li>本コースの1学年の募集人員2名として公募したところ初年度は遺伝カウンセラー養成コースに3名の受験者があり、うち2名を合格とし、2名が入学した。2025年度は4名の受験者があり3名が入学予定である。他の養成コースの中には定員割れや入学者がいない等の状況も漏れ聞く中で順調なスタートとなっている。これら5名はいずれも県内の医療機関の従事者である。このように本コースに対する関心は高く県内医療機関におけるニーズの高さを反映していると思われる。</li> </ul> <p><b>開講後の状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入学者に対して認定試験受験の条件となる、日本遺伝カウンセリング学会/日本人類遺伝学会への入会支援（学会費の補助）制度を整備した。</li> <li>1年時は一般コースと共通の履修科目が多く、他の学生と同様、仕事との両立が可能となるようにカリキュラムを工夫した。これによって仕事を継続しながら修学できている学生がいる。一方、2年時には実習が必須となるため拘束日数が増加するが、月曜日（本学の週休日）に加えて木曜日には講義、演習、実習のいずれも設定しないカリキュラムとして仕事が継続し易いように工夫した。</li> <li>遺伝関連の図書を図書館に整備し、学生自ら学修できる環境を整えた。</li> <li>演習科目を通して双方向学習の機会を増やしている。ラーニングコモンズ演習室や教員のオフィスを活用してface to faceでの教育機会を増やし、学生の理解度を確認しながらきめの細かい教育を行っている。</li> <li>京都大学ゲノム医療講座が中心となって進めている「オンラインゲノムコミュニティ(OGC)プロジェクト」に参加し、学生が他の養成校から提供される講義動画が視聴できる環境を整えた。またOGCを通して他大学の養成校の学生とも交流できるようになっており情報の交換が可能となっている。</li> <li>実習先の3施設は本校の教員が直接あるいは間接的に遺伝医療に関与している医療施設であり、実習の状況がリアルタイムで把握可能な体制となっている。</li> </ul>
<b>自己評価</b>	<p>開講以来、募集人員2名を超える受験者がある状況が継続している。このことは県内における本コースへの期待とニーズを反映していると思われる。OGCに関しては本校からの講義動画の提供やライブイベントでの講義等に貢献しており、他の養成校との情報共有できる環境を整えた。</p>
<b>関連資料</b>	

<b>タイトル (No. 4)</b>	静岡県、県内市町と連携した教育研究の実施と研究成果の社会還元
<b>取組の概要</b>	静岡県や県内市町と連携しながら、県や市町が抱える健康課題の解決に向けた研究に積極的に取り組み、研究成果に基づいた課題解決のための施策の立案や、様々な事業の実施を支援している。また、研究を共同で実施することで、県や市町の専門人材の育成にも貢献している。
<b>取組の成果</b>	<p><b>社会健康医学センターの設置と取り組み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県や県内市町が抱える健康課題を発掘し、課題解決のための調査や研究に共同で取り組むことを支援する目的で、社会健康医学研究センターを設置した。</li> <li>・同センターでは、県や市町と連携して取り組む研究（指定研究）を立案し、教員のみならず院生も交えたチームを組成することで、研究を推進した。また、教員が立案し、院生も含めて取り組む自主研究についても積極的に推進した。</li> </ul> <p><b>指定研究</b></p> <p>県と連携して取り組む指定研究は、これまで 11 件実施した（代表的な 4 件について以下に例示）</p> <p><u>高血圧対策事業の実施と効果評価</u>          中小企業の従業員を対象に、家庭血圧測定の習慣化を目標とした介入研究を実施した。家庭血圧計を配付と、保健師等の専門職による測定継続支援とを組み合わせることで、血圧測定の習慣化と高血圧予防に向けた行動変容を惹起できる可能性を提示した。</p> <p><u>健康寿命延伸のための市町別生活習慣等のモニタリング</u>          栄養素摂取量、身体活動量、喫煙、飲酒などの生活習慣などを市町ごとにモニタリングするための調査を継続的に行っている。本年度は、全市町に対して調査を行い、前回調査に比べ、2000 件以上の回答を得ることができた。</p> <p><u>特定健診・がん検診の受診率向上のための研究</u>          県内の 13 市町において、特定健診及びがん検診の受診行動の分析を行い、その結果に基づき、個々の市町に応じた受診率向上の取り組みを立案・実施した。</p> <p><u>新型コロナウイルス感染症の高齢者施設等での発生状況の分析</u>          高齢者・障害者関係の施設・事業所から県に報告された新型コロナウイルス感染症患者の発生報告の分析から、感染者数・クラスター発生数ともに、入所系施設が約 6～7 割を占めることであることを明らかにした。</p> <p><b>県・市町事業への参画と科学的根拠に基づいた事業支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県の事業に学識経験者として参画し、科学的知見に基づいて事業の実施を支援している。例えば産学官連携による「しずおか健幸惣菜弁当」の開発（フーズ・ヘルスケアオープンイノベーション）、温泉資源を活かした健康増進プロジェクトの推進（伊豆ヘルスケア温泉イノベーションプロジェクト）、県民の血圧測定習慣化事業（静岡県血圧測定習慣化タスクフォース）、歯科保健医療のデータ分析（歯科保健医療提供体制分析・活用事業）、特定健診の受診率向上（特定健診未受診者対策力強化事業）等で支援を行った。</li> <li>・静岡市からの委託事業として、大学の保有する SKDB 等を用いて等を用いて静岡市の男女別・地区別糖尿病有病率の年次推移を示し、有病率が年齢調整を行っても増加傾向にあること、地区間で異なること、それに基づいた今後の分析計画を示し、静岡市の糖尿病対策の支援を行った。また、「健康寿命延伸のための市町別生活習慣等のモニタリング」調査を静岡市国保対象者に対して行い、HbA1c 値および地区別の栄養状態を調べることによって、糖尿病予防政策立案及び評価の支援を行った。</li> <li>・県内の複数の市町（静岡市、袋井市、御前崎市、藤枝市、小山町、牧之原市、富士市等）において、健康増進計画の策定及び推進等に関して専門的見地から助言した。</li> </ul>
<b>自己評価</b>	県や県内市町と共同で社会課題の解決に取り組む体制を整えた。様々な研究に共同で取り組むとともに、事業の実施を直接的に視点した。学内に社会健康医学研究センターを設置することで、地域や産官学と連携を図る体制を構築した。
<b>関連資料</b>	

<b>タイトル (No. 5)</b>	多様なバックグラウンドを持つ学生が相互に学識を高め合う教育研究の実施と体制整備
<b>取組の概要</b>	<p>職種や年齢が異なる社会人が入学する特徴を活かし、学友や教員と相互に知識を交換することで、幅広い視野と深い知識をもつ人材を育成する教育研究を実施するとともに、そのために必要な教育研究環境を充実した。</p>
<b>取組の成果</b>	<p><b>幅広いバックグラウンドを持つ学生</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・博士前期課程は令和3年度の開学以来69名が入学し、職種別の内訳は、医師32名、保健師9名、歯科医師4名、薬剤師4名、看護師4名、理学療法士3名、管理栄養士1名、言語聴覚士1名、視能訓練士1名、会社員等の非医療専門職10名であった。入学時の年齢は23歳～59歳であった。</li> <li>・博士後期課程は令和5年度の新設以来11名（医師5名、会社員3名、獣医師1名、薬剤師1名、大学教員1名）が入学した。</li> </ul> <p><b>多様なバックグラウンドを活かすための工夫</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の学生が持つ専門知識を活かすために、授業ではディスカッションの機会を頻繁に設けた。ディスカッションでは、バックグラウンドの違いによらず議論を行えるよう、提示する課題を工夫した。</li> <li>・グループワークを積極的に取り入れた。グループワークでは、例えば医療政策全般で導入されているロジックモデルによる施策評価指標の作成など、即戦力を身につけるようなテーマを与えることで関心を高めた。また、1つのテーマに分担して取り組むことで、進捗管理など共同研究に必要なプロジェクト・マネージメント能力も養った。</li> <li>・仕事の都合で講義室で受講できない場合であっても、オンラインでディスカッションやグループワークに参加できるように、全ての教室や演習室、ディスカッションルームにオンライン会議システムを引き続き設置した。</li> <li>・校舎への入退室に係るカード認証システムにより、院生室、講義室、演習室等の学生エリアは引き続き24時間利用可能にした。同様に図書館も引き続き24時間利用可能（貸出・返却含む）にすることで、設備面での理由によって学生が学修機会を遺失することがないように配慮した。</li> <li>・学外からVPNで学内LANにアクセスできるようにすることで、時間や場所にとらわれず、学内と同じ環境で学修・研究を行える環境を引き続き提供した。</li> <li>・修了生の特別研究（修士論文・課題研究報告）をまとめた『特別研究成果報告集』を引き続き発刊し、在学生在が自らの研究テーマや研究デザインを検討するための資料として図書館で公開した。</li> <li>・博士前期課程で取り組む特別研究では、毎週開催するリサーチミーティングに、教員に加えて博士後期課程の学生も参加するようにすることで、博士後期課程の学生が指導力を身につける機会にした。</li> </ul>
<b>自己評価</b>	<p>授業の進め方や課程を越えたディスカッションの機会確保などのソフト面、オンラインシステムや校舎の24時間利用などのハード面を整えることで、様々な学生が相互に知識を吸収、研鑽し合う教育研究を実施した。</p>
<b>関連資料</b>	



認証評価共通基礎データ様式【改正後基準】【大学(専門職大学含む)用】様式1(令和7年5月1日現在)

事項		記入欄										備考					
大学の名称		静岡社会健康医学大学院大学															
学校本部の所在地		静岡県静岡市葵区北安東4丁目27番2号															
教育研究組織	学士課程	学部・学科等の名称	開設年月日		所在地						備考						
		研究科・専攻等の名称	開設年月日		所在地						備考						
	大学院課程	社会健康医学研究科 社会健康医学専攻(M) 社会健康医学専攻(D)	2021年4月1日 2023年4月1日		静岡県静岡市葵区北安東4丁目27番2号 静岡県静岡市葵区北安東4丁目27番2号												
		研究科・専攻等の名称	開設年月日		所在地						備考						
	別科等	別科・専攻科・附置研究所等の名称	開設年月日		所在地						備考						
学生募集停止中の学部・研究科等		□□学部□□学科(年度学生募集停止、在学生数 人)															
教育研究実施組織(専門職大学等含む)	学士課程	学部・学科等の名称	基 幹 教 員					基準数	うち教授数	助手	基幹教員以外の教員(助手を除く)	大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数	備考				
			教授	准教授	講師	助教	計										
		a.	0人	0人	0人	0人	0人	—	—	—	—	—					
		b.	人	人	人	人	0人	—	—	—	—	—					
		小計(a~b)	0人	0人	0人	0人	0人	—	—	—	—	—	人				
		c.	人	人	人	人	0人	—	—	—	—	—					
		d.	人	人	人	人	0人	—	—	—	—	—					
		a.	0人	0人	0人	0人	0人	—	—	—	—	—	—				
		b.	人	人	人	人	0人	—	—	—	—	—					
		小計(a~b)	0人	0人	0人	0人	0人	—	—	—	—	—	人				
		c.	人	人	人	人	0人	—	—	—	—	—					
		d.	人	人	人	人	0人	—	—	—	—	—					
		(大学全体の取容定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
		計	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人					
		教育研究実施組織(専門職大学等含む)	学士課程	学部・学科等の名称	基 幹 教 員					基準数	うち教授数	うち実務家基幹教員数	うち2項該当数	うちみなし基幹教員数	助手	基幹教員以外の教員(助手を除く)	大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数
教授	准教授				講師	助教	計										
a.	0人			0人	0人	0人	0人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
b.	人			人	人	人	0人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
小計(a~b)	0人			0人	0人	0人	0人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	人
c.	人			人	人	人	0人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
d.	人			人	人	人	0人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
a.	0人			0人	0人	0人	0人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
b.	人			人	人	人	0人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
小計(a~b)	0人			0人	0人	0人	0人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	人
c.	人			人	人	人	0人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
d.	人			人	人	人	0人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	



- 12 「学士課程（専門職学科等含む）」のうち、「うち実務家基幹教員数」の欄については、大学設置基準第42条の3に定める実務の経験及び高度の実務の能力を有する基幹教員（実務家基幹教員）の教員数、「うちみなし基幹教員数」の欄については、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、教育課程の編成その他組織の運営に責任を担う基幹教員以外の者（みなし基幹教員）の教員数を記入してください。
- 13 「専門職学位課程」のうち、「うち実務家専任教員数」の欄については、「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第2条に定める実務の経験及び高度の実務の能力を有する専任教員（実務家専任教員）の教員数、「うちみなし専任教員数」の欄については、1年につき4単位以上の授業科目を担当し、教育課程の編成その他組織の運営に責任を担う専任教員以外の者（みなし専任教員）の教員数を記入してください。
- 14 「学士課程（専門職学科等含む）」のうち、「〇〇学部〇〇専門職学科」以外の学科・課程においては、「うち実務家基幹教員数」、「うち2項該当数」、「うちみなし基幹教員数」の欄は「-」としてください。
- 15 「学士課程」のうち、薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部・学科及び教員養成に関する学部等については、「基幹教員」欄に記入した基幹教員のうちの実務家基幹教員の数を「備考欄」に記入してください。実務家基幹教員中にみなし基幹教員がいる場合は、さらにその内数を実務家基幹教員の数に（ ）で添えて記入してください。なお、ここにいう「実務家基幹教員」及び「みなし基幹教員」については、それぞれ「大学設置基準別表第一イ備考第九号の規定に基づき薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員について定める件」（平成16年文部科学省告示第175号）及び「大学設置基準別表第一イ（1）備考第十一号の規定に基づき、教員養成に関する学部に係る基幹教員について定める件」（令和5年文部科学省告示第49号）第1項及び同第2項に定める教員を指します。
- 16 大学設置基準第57条に定める教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例を受けている場合には、特例を受けた学部・学科・課程等の「備考欄」に特例の内容を簡潔に記載してください。
- 17 「校舎敷地面積」、「運動場用地」の欄は、大学設置基準上算入できるものを含めてください。
- 18 寄宿舍その他大学の附属病院以外の附属施設（大学設置基準第39条第1項を参照）用地、附置研究所在地、駐車場、大学生協用地など大学設置基準上「校地」に算入できない面積は「校地等」の「その他」の欄に記入してください。
- 19 「校舎面積計」の欄は、学校基本調査の学校施設調査票（様式第20号）における学校建物の用途別面積の「校舎」の面積の合計としてください。
- 20 校地面積、校舎面積の「専用」の欄には、当該大学が専用で使用する面積を記入してください。「共用」の欄には、当該大学が他の学校等と共用する面積を記入してください。「共用する他の学校等の専用」の欄には、当該大学の敷地を共用する他の学校等が専用で使用する敷地面積を記入してください。
- 21 「基準面積」の欄は、大学設置基準第37条における「大学における校地」の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舍の面積を除く。）または大学通信教育設置基準第9条の校舎等の施設の面積としてください。
- 22 「教員研究室」の欄は、基幹教員数に算入していない教員の研究室は記入する必要はありません。

認証評価共通基礎データ様式【改正後基準】【大学(専門職大学含む)用】様式2(令和7年5月1日現在)

研究科名	専攻名	項目	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)	2025年度 (令和7)	入学定員に対する平均比率	備考
社会健康医学研究科	社会健康医学専攻 (M)	志願者数	47	35	36	25	23	173%	AC期間中に毎年度文部科学省に提出する設置計画履行状況報告書にも入学定員数等の状況を記載したが、指摘等はなかった。
		合格者数	19	16	18	18	16		
		入学者数(A)	19	16	16	18	16		
		入学定員(B)	10	10	10	10	10		
		入学定員充足率(A/B)	190%	160%	160%	180%	160%		
		在籍学生数(C)	19	35	36	37	38		
	取容定員(D)	10	20	20	20	20			
	取容定員充足率(G/D)	190%	175%	180%	185%	190%	275%		
	社会健康医学専攻 (D)	志願者数			9	8		6	
		合格者数			6	5		4	
		入学者数(E)			6	5		4	
		入学定員(F)			2	2		2	
		入学定員充足率(E/F)			300%	250%		200%	
		在籍学生数(G)			6	11		15	
取容定員(H)				2	4	6			
取容定員充足率(G/H)				300%	275%	250%			
社会健康医学研究科合計	志願者数		47	35	45	33	29	181%	
	合格者数		19	16	24	23	20		
	入学者数(I)		19	16	22	23	20		
	入学定員(J)		10	10	12	12	12		
	入学定員充足率(I/J)		190%	160%	183%	192%	167%		
	在籍学生数(K)		19	35	42	48	53		
	取容定員(L)		10	20	22	24	26		
	取容定員充足率(K/L)		190%	175%	191%	200%	204%		

<編入学>

学部名	学科名	項目	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	備考	
		入学者数(2年次)							
		入学定員(2年次)							
		入学者数(3年次)							
		入学定員(3年次)							
		入学者数(4年次)							
		入学定員(4年次)							
			入学者数(2年次)						
			入学定員(2年次)						
	入学者数(3年次)								
	入学定員(3年次)								
	入学者数(4年次)								
	入学定員(4年次)								
	合計	入学者数(2年次)	0	0	0	0	0		
		入学定員(2年次)	0	0	0	0	0		
入学者数(3年次)		0	0	0	0	0			
入学定員(3年次)		0	0	0	0	0			
入学者数(4年次)		0	0	0	0	0			
入学定員(4年次)		0	0	0	0	0			

[注]

- 1 学生を募集している学部・学科(課程)、研究科・専攻、専攻科・別科等ごとに行を追加して作成してください。  
なお、学部・学科等を追加する場合は、直下に追加しないと集計値がずれてしまうので、注意して下さい。
- 2 昼夜開講制をとっている学部については、昼間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記入してください。
- 3 学部、学科の改組等により、新旧の学部、学科が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載してください。
- 4 学部・学科、研究科・専攻等が完成年度に達していない場合、その旨を備考に記載してください。
- 5 募集定員が若干名の場合は、「0」と記載し、入学者数については実入学者数を記載してください。
- 6 入学定員充足率は、入学定員に対する入学者の割合、取容定員充足率は、取容定員に対する在籍学生数の割合としてください。
- 7 入学定員に対する平均比率は、過去5年分の入学定員に対する入学者の比率を平均したものが自動計算されます。
- 8 最新年度の秋入学については別途確認します。
- 9 編入学の定員を設定している場合、上の表(<編入学>の表ではない方)の入学定員には、編入学の定員を加えないでください。
- 10 博士前期課程を看護課程として、博士後期課程を医学課程としている博士課程については、博士前期課程と博士後期課程にそれぞれ分けて記入してください。